

儀の介護等の既存上の特別措置を講ずることとするほか、新たに老人福祉事業及び地域の実情に即応する医療の確保のための施設に対する助成措置、地場産業の振興のための財政措置、中小企業者に対する資金の確保、小規模小中学校における教育の充実について適切な配慮等を行うこととしております。

第四は、本法案の施行についてでありますか、本法案は、昭和五十五年四月一日から施行し、十年後の昭和六十五年三月三十一日限りでその効力を失うこととしております。また、現行の過疎地域の市町村のうち、本法案で対象とならないものに対しても、四年間過疎債の発行を認める等激変緩和のための経過措置を講ずることとしておりま

以上が提議地域振興特別措置法案の提案理由及びその内容の概要であります。

なお、この法案は、衆議院地方行政委員会におきまして、自由民主党・自由国民会議・日本社会党・公明党・国民会議・日本共産党・革新共同、民政党・国民連合及び新自由クラブの六党により全会一致をもって地方行政委員会提出の法案として提出され、衆議院で可決されたものであります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願ひ申し上げます。

○委員長(後藤正夫君)　この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、夏目忠雄君が委員を辞任され、その補欠として高平公友君が選任されました。

○委員長(後藤正夫君) これより質疑に入りま
す。

○神谷信之助君 提案者にお尋ねをいたします。質疑のある方は順次御発言願います。

に御努力いたしました労苦に、まず敬意を表したいと思います。

そこで、衆議院における法案取りまとめの経過につきましてお聞きをしたいと思うんですが、わが党が、現行の過疎市町村のうち非過疎市町村となるものに対しては、経過措置期限を切ることなく当分の間本法案を全面的に適用すべきであると、そういう主張をしておりましたけれども、結局、提案者の御努力によつていま提出されているような法案にまとまつたというのが経過であらうかと思ひますが、いかがでしょうか。

○神谷信之助君 それでは、あともう一問自治省の方にお尋ねをいたしますが、本法案によりまして、成立をいたしますと、過疎指定が外れる市町村、これが出てくるわけですが、それに対しても措置をお尋ねしたいと思います。

今後指揮が外れる市町村は、財政力指數では一・三七以下でありながら人口減少率が二〇%未満ののために適用外となつたものが非常に多いというようになります。そこで、この財政力の弱いこれらの市町村に対し、救済措置として、継続事業の完成及び過疎債の一定の適用等の激変緩和の措置がとられているわけですが、次の一つの点について自治省の見解を聞いておきたいと思うんです。

その一つは、たとえば京都府で二つの町村が適用外になりますが、その一つ、南山城村は財政力指數は〇・三一ですね。他の、今後も引き続いて新過疎法の適用になる団体と同じように、公共施設その他の事業で非常に大きな立ちおくれが存在をしております。あるいは青森県では八団体が適用外になりますが、同様の状況であります。そこで、現行法でもそういうすればそれのところといいますか、ボーダーラインの地域、あるいはそういうものについて、準過疎団体といいますか、そういうことで特交その他ので一定の配慮がなされておられたと思いますが、基本的に、今度外されたそり

いう地域についても一層そういう点の配慮といいますか、援助の措置といいますか、可能な限りの援助措置を考えるべきだと思いますが、その点どうかという点が第一点です。

第二点は、たとえば辺地債の枠を拡大をして代替措置をとるとか、まあこれは非常に技術的にはなかなかむずかしい点はありますか、そういううらう法も研究をしてもらとか、あるいは継続事業の校舎の新改築及び屋内体育館の新築事業に対する補助の特例措置を研究してもらとか、あるいは現に配置されている駐在保健婦制度ですね、これを山村振興法あるいは僻地医療特別対策事業などでカバーをするというような方法を検討してもらとか、具体的にそれぞれいろいろ問題はあるかと思いますが、そういった点で大きな変化といいますか、激変が起らないように、具体的な問題についてはケース・バイ・ケースでしかるべき措置を検討をしていただき、研究をしていただけて、その事業が断絶することなしに継続してできるようになってもらいたい。

この二点について、自治省の見解をお聞きしておきたいと思います。

○政府委員(土屋佳照君) 新過疎法の適用に関するいたしまして、一つの点でお尋ねがございましたが、御指摘のように、新しい過疎法が適用されますが、そのために落ちる市町村が出てまいります。それについては激変緩和をする意味でいろいろな方策を検討したわけでございますが、たとえば、人口減少率が一〇%以上の要件を実質一九・四五%以上で運用するといったようなことで、いわゆる基本的なところでボーダーライン対策を初め各般の対策について各党間で大変きめ細かい配慮がされているということを私ども承知しておりますが、新法制定後においてもそのような市町村をまことに踏み越えた上で、なおかつ第一点の準過疎市町村に対する問題でございますが、これについては、従来御承知のように特別交付税による財政措置を講じてきたわけでござりますが、

あどういったところまで拾うか、そういうふうに
いろいろな問題ござりますが、そりいつた市町村に対
しましては必要に応じて特交措置を含めて適切な
措置を検討してまいりたいと考えております。
それからまた、旧法の過疎市町村が新法の過疎
市町村でなくなる場合にも、激変緩和の見地から
新法案の附則第七項にございますが、その規定によつて、経過措置として四年間過疎債を措置
できるということにされておりますが、辺地対策
事業債の配分についても実態に即して配慮してま
いりたいと思っております。
なお、国庫補助等の特例についても規定がござ
いますが、その点は所管省の方からお答えをさせ
ていただきたいと思います。
○政府委員(四柳修君) 後段の、国庫補助の特例
のお尋ねでござりますけれども、二つお尋ねがございました。

一つは、学校統合のいわば残事業としての配慮
という問題でございますが、これは法律にも書い
てござりますけれども、いわゆる卒業なさいます
団体が五十四年度中に債務負担行為をなさつてい
る場合には、従来どおりの補助率が可能でござい
ますが、いま例にお挙げになりました場合で申し
上げますと、学校統合の場合、本校舎につきまし
ては継続で債務負担行為の文部省の方の認定がござ
いますけれども、残念ながら屋体の方は単年度
主義でございまして、ちょっとその手が及ばない
点がございます。

それから後段の、保健婦の配置に対します補助
金の問題でござりますけれども、これは過疎の團
体で、卒業いたしましても山村振興に該当すると
ころはいけると思います。しかしその場合でも、
大変恐縮でございますけれども、そもそもがいわ
ば無医地区に対します配置保健婦でござりますも
のですから、そこら辺が運用上必ずしもその条件
に該当しない場合には、残念ながらかない場合
がございまして、この点私どもの方も、とりわけ
青森県の方からそういう事情を伺いまして、厚生
省の方にもよく伝えてありますと、県の方と、何

歳入に占める地方税の割合を見ますと、四十五年度が三七%，四十八年度が三六%，五十一年度が三二%，五十三年度が三一%と、年々低下してきていますね。さらにまた普通交付税の交付団体の状況を見ると、これはもう皆さん御存じのとおりに、もう都道府県で四十六ですか、指定都市で九。それから都市で九六%，町村で九九%，平均しますと九八%が交付団体ですね。これはまさに異常だと私は思うんですね。さらに、それではお金はどう使われておるかと見ると、これは言われておりますように、国が七割で地方が三割の財源でありながら、実際は逆になつておる。まさにこういう異常な状態という私は認識を持っているわけですね。

交付税というのは、本来、何というんですか、富裕な団体とそうでない、財源の不足する団体といふものががあるので、そこら辺をバランスをとつて行政の落ち度がないような仕組みになっておるわけですがれども、九八%が交付団体ということになると、これは何をか言わんや。しかも地方の自主というか、独立財源である地方税がまさに三一%に転落しておるという、そういう実態になつておるというときに、八〇年代は地方の時代と言われているその八〇年代の冒頭のスタートを切る地方税制で、いまの大臣のような弁解で通りますか。逆に言えば、通らないからこそあなたは予算要求のときには交付税率を三三%を五%引き上げようとしたんじゃないんですか。結果的にそれがどういうふうになつてまた元に戻つたのかわかりませんけれども、もととそこら辺の問題について、この附帯決議もさることながら、深刻にとらえて決意をしなきやならぬ時期に来ておるんじやないかと私は思うんです。いかがですか。

○國務大臣(後藤田正晴君) 地方自治のたてまえからいけば、税源の配分というものを適正化して、そしてそれの団体は住民の需要に応ずるだけの行政経費というものをこれを自己の税源でやるというのがこれが理想であらうと思います。ただ、日本の社会を考えますと、住民の行政

需要というのは経済の富裕团体であらうと、経済力のない貧困な团体であらうと、最近は同じような需要が出てきているわけですね。そうすると、それに応じようとするならば、いまのような税源をいかに配分してみたところでとても応ぜられないと。税が非常に経済力の弱い团体では負担が重くなつてしまつといったような基本的な経済構造が私は背景にあると思います。したがって、それを埋め合わすのがこれはやはり交付税だと、こう考えざるを得ないわけでございます。したがつて、私どもとしては、やはり地方自治を考える場合には、税源の配分もさることながら、同時に、交付税というものの大きな役割り、これは戦前からずっと同じような私は考え方あると思いますが、最近のように特に過密過疎が激しくなればなるほど、税といふものよりもむしろ比重が交付税の方にかかるべきであるのが現状ではなかろうかなど、かのように私は考へるわけでございます。

ただ、そこで問題は、しからば交付税をどのように考へるんだということになれば、いまの三二%では足りないということだけはこれははつきりしておるわけでござります。そこで私どもとしては、地方団体の多年の念願でもありますし、またわれわれもその地方団体の念願を踏まえながら交付税率の引き上げということの要求をいたしておりますが、さて今日の国財政、この中身を見てみますと、今日国税三税に対する三二%を四〇%にしてもらいたいという主張は当然われわれとしても引き下げるわけにはいきませんけれども、さて実現できるかということになると、これは私はなかなか困難であろう。したがつて、やはりこういう問題は國、地方を通ずる財政あるいは税制一般の大きな改革の中でやらなきやならないのではないか。そこで、たまたま一般消費税という問題が上がつたときに、この消費税については国税費税といふものも起つてもらいたいと。そうなれば、いわば国税三税に対する三二%という物の考え方が、國税四税に対する地方の受けるべき配

分と、こういうことになるということで本省としてはお考えになつておつたと思いますが、その構想がついた以上は、次の機会での抜本改革の際にこういう問題については配意せざるを得ないのではないかと、かよう考へてゐるわけになります。しかし、さればといって地方も三ヶ所で足りないわけですから、そこでどうするんだら、ということは、应急の措置だと思います、これが御案内のような借入金の二分の一を国が負担でやることで、これを制度化すると、こういう理解のもとに应急の制度としての措置を考えて今日やつておるわけでござります。

というのが基本じゃないかという立場で、ぼくは自治省もそういう観点できたと思つたんですけどもね。一体大臣、この憲法で言う「地方自治の本旨」というのはどういうふうに理解なさつているんですか。

○國務大臣(後藤田正晴君) 先ほど申し上げますように、地方自治の本義というのは、それぞれの団体の住民のニーズにこたえるために、自分の財源で、つまり自分の力で処理をすると、これが一番いいんだと、こういうことでござります。

ただ、私が言っているのは、税が取りにくくということではないんです、これは、日本の経済構造が背景にあるじゃありませんかと。つまり、団体ごとに経済力に差がある以上、同じような負担ということを考えるならば、貧困な団体にはいまのような交付税というものの処置でやらなければ、行政に対するニーズが、貧困な団体であると富裕団体であると同じじゃありませんか、それを満たすために地方の税だけでやれと言つてみたところで、とてもじゃないがそれはできないんだと。そこで、地方の税ももちろん必要ですけれども、やはり一般の共通の財源ですね、これを地方の独自の財源として取り上げる。これは私交付税だと思ってるんです。だから、交付税というのは地方の財源だと私は考えているんですから。それを配分する以外にないじゃありませんかと。かようなことを申し上げておるわけでございます。

○佐藤三善君 そうしますと、憲法で言う財政自主権ですね。九十二条なり九十四条ですか。この問題については大臣はどういう理解をしておるんですか。

○國務大臣(後藤田正晴君) 九十二条は、「地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。」と、組織及び運営はと、こういうことでござりますので、いわば「地方自治の本旨」ということですべてをやりなさいと、こういうことでしょうから、私の先ほど申し上げておるのは、まさにそういう趣旨で申し上げておるわけでございます。

ただ、私、外国と多少違うと思うしますよ。日本

○國務大臣(後藤田正晴君) それは、自分のところだけで、交付税をもらわなくともできる団体があること、これは望ましいと思います。しかしながら、それだけで一体できるかと言えば、できなが言っているのは、

○佐藤三吉君 私が言つておるのは、何もすべての需要を地方税で賄えと、そういう言い方は言ってませんよ。ただししかし、四十五年からどんどん下がって、もう二二%まで地方税が落ち込んできてる。そうして結果的には交付団体が九八%と、こういう実態にある。あなたの話を延長しますと、オール交付税団体になつてもそれはいいんだと、端的に言うならです。そういう感じに聞こえるんですよ。そういう意味ですか、あなたが言つているのは、

市なりに住んでおつて、自分の団体の力でできる限りしか行政に対する需要はそら均一的には出さないんだというのであるならばある程度のことは考えられますけれども、日本の場合には、私はいかなる地域に住んでおるうとも同じような行政需要が出てくる。私はそれも当然だと思いますし、それに対応できるような処置をするのがこれは政治の理想であります。東京で住もうと思いまるいはまた田舎に住もうと、同じような文化の恵みのもとで生活できるようにするのが政治の理想なんですから。だから、そういう意味合いでおいて、それを満たすためには経済といふものが背景にあるんだ、経済力といふものが。ならばそれにふさわしいような処置を考えざるを得ない。それは一つは税であり、もう一つは地方団体共通の一般の財源としての交付税じゃないでしょうか。したがつて、それを確保することによって、各地域の均等化しつつある行政需要に対応をしていくようになきゃならぬと、かように考えているわけございますから、これはやはり私は地方自治の本旨に沿つた私どもの主張であろう。すべてを地方税だけで賄おうとするのはいさきか困難なのでないのか。かようなことをお答えをいたしておると、かような次第でござります。

いと。私はあくまでも各地の経済力というものが違うという前提、しかも住民の行政に対するニーズはほとんどみんな同じです。よという前提のもとに考えていくわけでございまして、私は交付税というものは地方の一般的な財源であるという物の考え方でございますので、一向にそれで差し支えがないのではないかと、かように考えておるわけです。

○佐藤三吾君 これは交付税のところで議論しますけれども、これは財政局長ちようど来ておるから聞きますが、交付税というのは、そういうものですか。全団体に全部交付税を交付するのが所期の目的でやつておるわけですか。

○政府委員(十嵐佳照君) 地方自治の本旨といつたような基本的な点から考えまして、先ほどどちら大臣もお答え申し上げておりますように、住民が自分たちの税金で自分たちの団体を維持していく、基本的にはそこにあるだらうと思うのでござります。したがいまして、一般財源としての地方税の増強ということはこれは当然のことだと思っております。ただ、地方交付税がございましては、るる大臣からもお答え申し上げましたように、一つは財源調整的な意味合いと、それから標準的な行政ができるような財源保障的な意味があるわけでございまして、したがって、個々の団体がきわめて独立的に他の団体と無関係に、自分たちの取った税で、そして必要な行政に応じた税を取つて必要な事業をやっていくと、こういうふうにできればよろしいわけでございますが、いまのような非常に人口稠密な日本の國土において、もう隣の団体同士が密接に関連しておる中では、ナショナルミニマムもあればいろいろな二税もほとんど共通しておる、そういう中で、地方税だけでは賄えない、これはできるだけ増強するのが本旨である。ではあるけれども、地方交付税の存在といふものは、いま申しました二つの点においてやはり意味があるものであると、こういうふうに考えております。

らなかなか本来の答弁がやりにくからうと思うけれども、しかし、これは私はやっぱり承服できません。やつぱりこの「地方自治の本旨」という憲法の言ふところの意味というものは、何ものにも拘束されない地方の独立財源としての地方税、これがやはり基礎で、しかし、それだけではいまの産業の実態なり租税能力から見て非常にアンバランスが大きいだらう、それを調整するために自主財源として交付税制度を配置をしておると、ぼくはそうちふうに理解しておるわけですね。むしろ今までの自治大臣もそういう立場を堅持しておったと思うんですよ。だから、いまの状態というのには、そういう意味で私は異常だと思う。あなたはそれは異常じやないと、こう言つておるわけですか。あなたの話を延長しますと、全部交付团体になるのが理想的みたいな言い方をしておる。むしろそれの方が――取りにくい取りやすいは別にして、将来そういう方向に行くような姿勢を見せて、いるような感じがしておるんだけれども、そうでないのかあるのか、そのところだけちょっと聞くついで、あとはまた交付税のときに議論しましょう。

ね。大臣も委員会の中では、ひとつ答申を受けて八〇年代地方の時代にふさわしいそういうものをつくり上げていきたいということを再々言つておるけれども、言うことと結果というものが大分違う。いかがですか。

○國務大臣(後藤田正晴君) 十七次の地方制度調査会は、基本的な問題に触れて、私は非常な御検討の成果だと思います。それだけに、この課題に取り組んでまいりたいと、かように考えておるわけでござります。

○佐藤三晋君 しかし、実際はやられてないですね。私は交付税の審議のときにもこれはひとつ議論をしたいと思っていますけれども、やはりこの中でも強調しておるのは、地方の独立財源を充実して、同時にいわゆる補助金行政というものを地方の中に移して、そろして自主的な、自治にふさわしい税財源対策を確立しなければならぬということが基調だと思うんですけれどもね。これが少しも進んでいない。時間がございませんから、これまた交付税のときに議論します。

そこで、まず具体的な問題として聞きたいと思うんですが、一般消費税が結果的に選挙で否定された。したがって外形課税もだめになつた、こういう論理というのは、ぼくはもうどうしても理解できない。むしろ逆に、これは私の推測ですけれども、ぼくらは、一般消費税が否定されたという――そういうふうに政府が言ってますから、五十五年度はとりあえず見送りと、こう言つていますわね。しかしそだ根に持つておつて、そして、だから外形課税についても今度は手をつけなかつたんだと、そういうのが真意じやないんですか。どうなんですか。

○政府委員(石原信雄君) ただいまの点につきましては、五十五年度の税制改正についての答申を見るとある程度一定の方向を示していると思ふんですが、五十五年度の税制改正に関する答申では、一般消費税のくだりについてこう言っております。「五十四年度の税制改正に關する答申」において、国民の理解を求める努力を重ねつつ、一般

消費税を実施すべきである旨の提言を行つたところである。しかしながら、「——以下ですが、「同税について国民の十分な理解を得るに至つてないと考えられるところから、昭和五十五年度においては、同税によらない財政再建の手立てを講ずることとする」というのが税調の答申であり、また政府の考え方もこれで一致しておるわけです。そこで、しかばね五十五年度につきましては、いずれにしても一般消費税によらない財政再建の手立てを講ずることと、具体的には既存の税制の中できだけの財源、税源確保に努めたところであります。しかばね、五十六年度以降どうするのかということについては、税制調査会で、具体的な方向は何も述べておりません。これについては從来の議論の経緯を踏まえて今後検討をすべきものであるという考え方が基本に流れています。したがいまして、この事業税の外れるわけです。十六年度以降基本的な税制改正の論議が行われる際に、当然これが非常に大きな要素としてその二つの検討テーマになるべきものであると、このように考えております。

うところで、両者一緒にして解決したらどうことで五十五年度まできてしまった。その話がダメになつて五十六年度以降は新しい議論がこれから行われる、そういう過程で、この外形標準課税の問題だけ切り離して解決するということが現実問題としてできなかつたということであります。一般消費税問題との含みがあつてこれを見送つたのでなしに、現実問題として、それだけ切り離した解決が残念ながらできなかつたということでござります。五十六年度以降は基本的な税制改正が当然論議されると思いますが、その中でこれは非常に大きな眼目として取り上げられるべきものと私どもは考えております。

○佐藤三吾君 これは税調という隠れみので、税調はこうだつたらこうなつてやむを得なかつたという意見で終始しておるようですが、大臣はさつきの答弁の中で、これはやっぱり別々のものだと、一般消費税と外形課税というのはね。それは非常に思い切つた姿勢が出ておるんですけども。石原説明は、また一方では同じと。どうなんですかね、これは。私は、やっぱり本来地方財源というものは安定性を持たなきやならぬという観点で、この外形課税というのは、都道府県知事会を含めて非常に強い要求となつて出てきておるわけですし、一度はこれは自治省もそれについてそろそろ、やっぱりこの際ひとつ地方税源の拡充のためにもやろうといちじゅう意をした経緯もあるわけですね。それが一般消費税が巻き込まれてやられてきたのですから、ある意味では私はチャンスじゃないかと思うんです、いまの時期が。だから、今年度は別にしまして、来年度についてはひとつそういう立場からぜひ実現する、こういうふうに受け取つてよろしいですか。

○國務大臣(後藤田正晴君) まあ一般消費税が出来以来の経緯は経緯としまして、事業税についての外形標準課税を採用しろというの、これはずっと前からの地方団体の主張でございますから、私は、これは五十六年度以降当然税制調査会にも持ち出して御検討願わなければならぬと、かよう

○佐藤三吾君 その場合は、仮に國の方で一般財源に
費税の問題がまた形を変えて——何か竹下大蔵大臣の本会議の説明聞くと、九月に出したいわゆるこの一般消費税はこれは取りやめましたけれども、しかし全然それを類するものをやめるということは言いませんということを、端的に言うなら、そういう言い方しておるんですね。そういういふておる性格のものですね。ですからそう意味合いでことしは、五十六年度についてはこれはひつ実現するんだと、この決意をやっぱり自治省自体が固めてもらわないと実現できないんじゃないのかと思うんですよ。しかもこれは、あなたのさきの考えにちょっと私は疑義を持ちますけれども、地方の安定財源の拡充というのですかね、それがやっぱり地方自治の基礎になりますからね、その観点で進めていくとすれば、まさに当面の情勢というのは私はチャンスだと思うので、そこ辺をひとつ再確認しておきたいと思いますが、かがですか。

と、これは百四十九万ですけれども、教育、住宅
などの扶助を含めますと百六十万四千七百五
六円になる、私の数字で見ると。そうなると、確
かにこの百五十八万四千に上げたけれどもなお問
題が残つておると、こう言わざるを得ないと思う
ので、どうですか、これは税額控除方式に切りか
えるというような抜本的な改正を決意する時期に
来ておるんじやないですか。いかがですか。

○政府委員(石原信雄君)　ただいま住民税の課税
最低限と特に生活保護基準との関連などを指摘い
ただいたわけですけれども、私どもは、かねてから
申し上げておりますように、住民税は前年所得
課税である、したがいまして生活保護基準を初め
いろんな指標との対比は前年の所得との関連にお
いてこれを見ていく必要がある、このよう理解す
しておられます。生活保護基準の場合で申します
と、一級地の標準世帯では五十四年所得が今回住
民税の課税対象になるわけですから、五十四年の
生活保護基準で申しますと百五十万五千円であり
まして、今回の課税最低限が百五十八万四千円と
の関係では一応バランスはとれている。確かに五
十五年度になりますと、五十五年度の生活保護基
準は百六十二万円前後だと承知しておりますから
ら、このままもし課税最低限を五十六年度も据え置く
といふことになると、ただいま先生御指摘の
ような問題が出てくることは事実であります。
そこで、こういった事態を避ける方法として税
額控除方式をとつたらどうだと、こういう御提案を
でござります。確かに税額控除方式ですと相対的
に高額所得者よりも低所得者に有利に働くといふこと
ましようか、減税効果の及び方が違うということ
で議論があるんですけれども、ただ、現在、所得
事情に基づいて減税を行う場合に税額控除方式を
採用するということはあるようですが、税
控除方式を採用しているという国は、私の知る限り
ではないと思うであります。部分的に特定の
式をとっているという国はないようですし、さ

ういったこともありまして、今回の改正法案ではこれは取り上げられていないわけです。しかし、私どもは、確かにそういう理屈は理屈として、同じ事業税の中で社会保険診療報酬の所得計算だけがやや異なった扱いを受けるという点については、公平といふ意味では確かに問題があるという意識は十分持っております。この点についてはこれからも引き続き検討をしてまいりたいと考えております。

○佐藤三吉君 その意思があつても、引き続き検討すると言つても、毎年毎年この問題は指摘され、そしていつまでたつても答えを出さない。これは国の場合も、やっぱりもとをただせば——きょうここにいらっしゃるかどうかしりませんけれども、医師会がこわかつたんでしょう。だから結果的に、いろいろな理屈をこねて逃げ回ったんだけれども、余りにも世論の高まりが激しくなつてどうにもならぬから形を整えたと、そういうのが真意ですね、国の場合でも。石原さんの方で不公平税制を正すという意味で、この問題を何とかしなきやならぬという気持ちがあるなら、何か別に具体的な案でも持つておるのですか。そうでなきや、引き続き検討すると言つたつて、また一年になりましたね、また同じことを言う。こういうことになりかねねと思うので、そこら辺をひとつ聞かして下さい。

○政府委員(石原信雄君) 具体案という、たとえ

ば所得税における経費の算入率について、あいつた部分的な是正というようなことを私ども案を持つておるわけではございません。こういった制度が引き続きされることがいいか悪いかといふ意味での問題意識を持ち、また問題の論議はしております。そういう意味で問題意識は今後とも持ち続けながらこの問題の解決に努力していくべきで、やや技術的な、具体的な改善案というものを持つております。そういう意味で問題意識は今後とも持ち続けながらこの問題の解決に努力していきたい、そういう意味で申し上げておるわけで、ややもないということは——あなたぐらいの知恵者だ

から、やろうと思えばちゃんとあるはずだ。ただ、やるサインがおりない、横から。サインがおりぬのにうかり手をつけたらこれは大変なことにしておるのか。この点をひとつ、もうつくろいじやなくて、さつきあなたが言った、内輪で議論しておるという問題を含めて真意を聞かせてください。

○國務大臣(後藤田正晴君) 確かに社会保険診療

報酬の事業税非課税、これは問題意識を持って検討しなきやならぬ大きな課題だと思います。この事業税についての非課税で昔から問題になつてゐるのは、医師の非課税と、もう一つはマスコミの関係の非課税、この二つでございます。いずれもすぐれて政治の課題でもござりますので、いろ

いろな状況を踏まえながら自治省としては問題意識を持って検討をしてまいりたいと、かようにも思ひます。

○佐藤三吉君 これは石原さん、自治大臣が決意をすればできる問題ですね、課税は。そうでしょ

う。

○政府委員(石原信雄君) 御案内のように、現

在、重要な税制上の改正につきましては、税制調査会にお詣りして、その御答申をいただいてやつております。特に、この所得税の方で例の社会保

険診療報酬の特例措置の手直しを行つた際にも、かなり長い間政府税調で激しい議論が行われ、何年かの議論の末あつた結論に到達した次第でござります。したがつて、この事業税の方でも、

自治省として、役所として一つの案を持てばそれがすぐ実現につながるということではないと思うのです。これは非常に歴史もあり、経緯もある制度でございまして、税調の場で相当議論をしない

となかなか具体的な結論は出ないんじゃない。自治省で決めればすぐ決まるという、そういう経緯のものではないと私どもは理解しております。

○佐藤三吉君 だから何もないわけでしょう。何

と——すぐれた政治問題だから、やりたいと思うんだけれども、まあいずれにしても医師会がござります。不公平税制はわかりながら手をつけないと。

大臣の言ったすぐれた政治的というのはそこにあります。不公平税制はわかりながら手をつけないと。だから、やろうと思えばちゃんとあるはずだ。た

だ、やるサインがおりない、横から。サインがおりぬのにうかり手をつけたらこれは大変なこと

になる。それが私は真意だと思うのですよ。

そこで、そのサインを持つておる大臣がこの問題についてどういう理解をしておるのか。どう決意しておるのか。この点をひとつ、もうつくろいじやなくて、さつきあなたが言った、内輪で議論しておるという問題を含めて真意を聞かせてください。

○國務大臣(後藤田正晴君) 確かに社会保険診療報酬の事業税非課税、これは問題意識を持って検討しなきやならぬ大きな課題だと思います。この

事業税についての非課税で昔から問題になつてゐるのは、医師の非課税と、もう一つはマスコミの

関係の非課税、この二つでございます。いずれもすぐれて政治の課題でもござりますので、いろ

いろな状況を踏まえながら自治省としては問題意識を持って検討をしてまいりたいと、かようにも思ひます。

○佐藤三吉君 これは石原さん、自治大臣が決意をすればできる問題ですね、課税は。そうでしょ

う。

○政府委員(石原信雄君) 御案内のように、現

在、重要な税制上の改正につきましては、税制調査会にお詣りして、その御答申をいただいてやつ

ております。特に、この所得税の方で例の社会保

険診療報酬の特例措置の手直しを行つた際にも、かなり長い間政府税調で激しい議論が行われ、何

年かの議論の末あつた結論に到達した次第でござります。したがつて、この事業税の方でも、

自治省として、役所として一つの案を持てばそれがすぐ実現につながるということではないと思うのです。これは非常に歴史もあり、経緯もある制度でございまして、税調の場で相当議論をしない

となかなか具体的な結論は出ないんじゃない。自治

税調としての性格を持つた税であります。消費税としての性格を持つた税であります。消費

税なるがゆえに原料課税は避けているという考え方

から、その製造原価に占める電気料金の割合がお

おむね5%を超えるような製品については、これ

を非課税品目にするという考え方かねてからと

られています。この考え方につきましては

税源の確保という意味、あるいは税制の公平性と

いう意味からするならば、電気税という制度を設ける以上はすべての製品一律課税すべきであつて、非課税品目というものは設けるべきでないと

いう極端な意見がある一方、また、電気税は消費

税ですか原料課税は避けるべきだと、そういう

意味で、現在設けられております非課税品目につ

いては、たとえばよく例に出されるアルミなどは

が何といつても政治に対する不信を取り除く最たるものだと思うのです。そういう意味でひとつ

来年の税制改正、地方税法の審議の際には、こう

いう議論が完全に、百はいかなくとも一步前進し

たような形の議論のできるように、ぜひひとつ大臣に決意を持って臨んでいただきたい。これは私

はそこら辺の決意ができさえすれば、そもそも大

臣に決意を持って臨んでいただきたい。これは私は

そこら辺の決意ができるようになります。その点をひとつ

つけ加えておきたいと思います。

それから、電気税の問題が次に出てくるのです

けれども、これもまた大きいですね。今度は二品目を外したと言つておりますけれども、これがま

た大企業に対する企業優先の最たるものだと思うのですが、これも大牟田の訴訟であるとかいろいろ

各地で訴訟事件にまで発展しておる内容等も兼ね合わせてみると、きわめて国民の目から見て許しがたいものがあると思うのです。これについて

は一体税調ではどういう議論をし、自治省内部ではどういう議論をして二品目を外したのか。もつ

と措置できなかつたのか。大胆な処理ができるなかつたのか。そういう点についてもあわせてただしていきたいと思います。

○政府委員(石原信雄君) 電気税の非課税品目に

つきましては、御案内のように、現在の電気税は

消費税としての性格を持つた税であります。消費

税なるがゆえに原料課税は避けているという考

え方

おむね5%を超えるような製品については、これ

を非課税品目にするという考え方かねてからと

られています。この考え方につきましては

税源の確保という意味、あるいは税制の公平性と

いう意味からするならば、電気税という制度を設

ける以上はすべての製品一律課税すべきであつて、非課税品目というものは設けるべきでないと

いう極端な意見がある一方、また、電気税は消費

税ですか原料課税は避けるべきだと、そういう

意味で、現在設けられております非課税品目につ

いては、たとえばよく例に出されるアルミなどは

が何といつても政治に対する不信を取り除く最たるものだと思うのです。そういう意味でひとつ

来年の税制改正、地方税法の審議の際には、こう

いう議論が完全に、百はいかなくとも一步前進し

たような形の議論のできるようになります。その点をひとつ

つけ加えておきたいと思います。

それから、電気税の問題が次に出てくるのです

けれども、これもまた大きいですね。今度は二品目を外したと言つておりますけれども、これがま

た大企業に対する企業優先の最たるものだと思うのですが、これも大牟田の訴訟であるとかいろいろ

各地で訴訟事件にまで発展しておる内容等も兼ね合わせてみると、きわめて国民の目から見て許

しがたいものがあると思うのです。これについて

は一体税調ではどういう議論をし、自治省内部ではどういう議論をして二品目を外したのか。もつ

と措置できなかつたのか。大胆な処理ができるなかつたのか。そういう点についてもあわせてただしていきたいと思います。

○政府委員(石原信雄君) 電気税の非課税品目に

つきましては、御案内のように、現在の電気税は

消費税としての性格を持つた税であります。消費

税なるがゆえに原料課税は避けているという考

え方

おむね5%を超えるような製品については、これ

を非課税品目にするという考え方かねてからと

られています。この考え方につきましては

税源の確保という意味、あるいは税制の公平性と

いう意味からするならば、電気税という制度を設

ける以上はすべての製品一律課税すべきであつて、非課税品目というものは設けるべきでないと

いう極端な意見がある一方、また、電気税は消費

税ですか原料課税は避けるべきだと、そういう

意味で、現在設けられております非課税品目につ

いては、たとえばよく例に出されるアルミなどは

が何といつても政治に対する不信を取り除く最たるものだと思うのです。そういう意味でひとつ

来年の税制改正、地方税法の審議の際には、こう

いう議論が完全に、百はいかなくとも一步前進し

たような形の議論のできるようになります。その点をひとつ

つけ加えておきたいと思います。

それから、電気税の問題が次に出てくるのです

けれども、これもまた大きいですね。今度は二品目を外したと言つておりますけれども、これがま

た大企業に対する企業優先の最たるものだと思うのですが、これも大牟田の訴訟であるとかいろいろ

各地で訴訟事件にまで発展しておる内容等も兼ね合わせてみると、きわめて国民の目から見て許

しがたいものがあると思うのです。これについて

は一体税調ではどういう議論をし、自治省内部ではどういう議論をして二品目を外したのか。もつ

と措置できなかつたのか。大胆な処理ができるなかつたのか。そういう点についてもあわせてただしていきたいと思います。

○政府委員(石原信雄君) 電気税の非課税品目に

つきましては、御案内のように、現在の電気税は

消費税としての性格を持つた税であります。消費

税なるがゆえに原料課税は避けているという考

え方

おむね5%を超えるような製品については、これ

を非課税品目にするという考え方かねてからと

られています。この考え方につきましては

税源の確保という意味、あるいは税制の公平性と

いう意味からするならば、電気税という制度を設

ける以上はすべての製品一律課税すべきであつて、非課税品目というものは設けるべきでないと

いう極端な意見がある一方、また、電気税は消費

税ですか原料課税は避けるべきだと、そういう

意味で、現在設けられております非課税品目につ

いては、たとえばよく例に出されるアルミなどは

が何といつても政治に対する不信を取り除く最たるものだと思うのです。そういう意味でひとつ

来年の税制改正、地方税法の審議の際には、こう

いう議論が完全に、百はいかなくとも一步前進し

たような形の議論のできるようになります。その点をひとつ

つけ加えておきたいと思います。

それから、電気税の問題が次に出てくるのです

けれども、これもまた大きいですね。今度は二品目を外したと言つておりますけれども、これがま

た大企業に対する企業優先の最たるものだと思うのですが、これも大牟田の訴訟であるとかいろいろ

各地で訴訟事件にまで発展しておる内容等も兼ね合わせてみると、きわめて国民の目から見て許

しがたいものがあると思うのです。これについて

は一体税調ではどういう議論をし、自治省内部ではどういう議論をして二品目を外したのか。もつ

と措置できなかつたのか。大胆な処理ができるなかつたのか。そういう点についてもあわせてただしていきたいと思います。

○政府委員(石原信雄君) 電気税の非課税品目に

つきましては、御案内のように、現在の電気税は

消費税としての性格を持つた税であります。消費

税なるがゆえに原料課税は避けているという考

え方

おむね5%を超えるような製品については、これ

を非課税品目にするという考え方かねてからと

られています。この考え方につきましては

税源の確保という意味、あるいは税制の公平性と

いう意味からするならば、電気税という制度を設

ける以上はすべての製品一律課税すべきであつて、非課税品目というものは設けるべきでないと

いう極端な意見がある一方、また、電気税は消費

税ですか原料課税は避けるべきだと、そういう

意味で、現在設けられております非課税品目につ

いては、たとえばよく例に出されるアルミなどは

が何といつても政治に対する不信を取り除く最たるものだと思うのです。そういう意味でひとつ

来年の税制改正、地方税法の審議の際には、こう

いう議論が完全に、百はいかなくとも一步前進し

たような形の議論のできるようになります。その点をひとつ

つけ加えておきたいと思います。

なか意欲的であり、國民の皆さんが見ると期待感を持てるような、今度はやるぞと一今までの税務局長はやらぬといふんじやないですよ。やらぬと言ふんじやないけれども、今度はやるんじやないかと、こういう期待感を持つて私は読んだと思うんですね。それがこういうことでしやがまさるを得ぬということは、まことは私は期待を裏切るような、石原さん自身もそういう意味じや何ともうつせきするものがあるんじやないかと思うんですよ。そうして、やっぱりこういう問題は、これは私は案外政治の信頼を取り戻す大きな一つのファクターになるとと思うんで、こういぢ点はだれが見たって明らかなんだから、遠慮することはないと思ふんです。そういう点は一月論文のように、この姿勢を崩さぬでひとつやつていただきたいと私は思うんです。

○佐藤三吾君 これもやつぱり医師、電氣に次ぐ大きな親玉ですよ。ですからやつぱり自治体にとつては、これは正直言つて、何とかこちらの措置を急いでおると思うんですが、結果的には五十九年ということなんですから、その間の措置についてはひとつ万全な体制をつくるというぐらいた決意でひとつ対処してほしいと思います。

なつてしまふ。こういふようなことで非常に深刻にとらえておるわけですけれども、これについて一体どういうお考え、どういう措置なのか。これは衆議院でも議論があつたと思うんですけれども、あわせてひとつ聞いておきたいと思うんです。

○政府委員(石原信雄君) 今回中古住宅に対する課税上の特例措置を創設することと関連いたしまして、新築住宅につきましても百六十五平方メートル以下のものに限るなどの一定の要件を設けたわけであります。が、そのことと関連いたしまして、課税実務上、中古住宅につきましてはどうしても申告していただきないと、特例措置の対象がどこの程度なのかなつかな把握できない。こういう実情から、中古住宅につきまして申告を前提とする改正をお願いしているわけですが、それとの関連で、新築につきましても一定の要件を設定する以上は、その資格のある納税者に申告していくただく、ということが課税実務上どうしても必要であるといふことで申告制度を設けたわけであります。この点については、たゞいま佐藤先生からお話しがありましたように、現在でも不動産を取得した場合には都道府県の条例で定めるところによりまして一定の期間内に届け出をして、いただくようになつております。それが實際上守られているか守られないかという議論もありますけれども、たゞまととしては、ともかく不動産を取得された方はどなたも市町村を通じて都道府県に届け出でなければなりません。ただくといふシステムになつておりますので、それに加えて課税上の特例のある方は申告をしていただくということでありますから、全く何にもなかつたところに新しい制度を設けたといふようには私ども考えていいわけあります。それから、この申告につきましては、いろいろ書類など特に受けられないとんじやないかといふよう

な御指摘でござります。私どもは、新しい制度をつくる場合には、確かにこの周知徹底を図るため相当の努力が必要ることは事実だと思います。そこで、今回の新しい制度につきましては、三ヵ月間の余裕期間を置いております。そしてその間この制度の周知徹底に全力を尽くしてまいりたい。課税当局だけでなしに関係の業界、あるいは関係の省庁の御協力もいただいて、最大限の周知徹底の努力をしてまいりたいと、このように考えております。

○佐藤三喜君 私も一応こういう経験があるんでですよ。何というんですか、難病であるとか心臓病とかいうような場合に、国、県の補助が出ますね、大手術の場合に。その制度を県で保健所を通じて、医者を通じて徹底を図った。ところが、心臓病というのはぱっと起こってからすぐ手術するというしるるものじやありませんから、大体予算の関係あるものですから、年に一遍何月何日までに届け出た者について今年度の手術補助を出すと、こういう仕組みになつておるわけですね。その徹底を図つておるということなんですかれども、一般の住民から見るとなかなか徹底が図つてなくて、結果的にそういう申告をしていかつた。しかし医者は、早く切らなきゃ、処置しなければどうにもならない、もう救いよがないと、こういう診断が出たのですから、じや、何とか手術したい、しかし補助金は取れない、こういうことで、県会まで問題が持ち上がって、結果的に知事が政治的な判断をして、そういう申告制度があつたとしても、人命にはかえられないということでお救済したことがございます。

私はやっぱりいま、徹底して徹底してといふことで、三ヵ月間の中ですると言うけれども、恐らく不動産業者とか宅建業者を通じてやるんじゃないかと思うんですねけれども、いまはテレビ、マスコミ時代と言いますけれども、それで一ヵ月ぐらいい大新聞を買いつぱんぱんやつても、これはその時期だけ起こる問題ではないわけだから、それから何年か後もずっと続く問題ですからね。な

かなか私は徹底しない。だから、現行制度もあなたおつしやったとおりに申告制度になつておるんだという前提に立つなら、現行で、これは六十日と区切ることはいいんじゃないですか。なぜ無理に六十日と区切らなきやならぬのか。こういう非常に厄介なものですね。現状でも申告制度になっておるけれども実務的には全然やられていない。

したがつて、登記所から三ヶ月か四ヶ月で来たもの処理するといふ仕組みにしかとれないからそれでやつておるわけですね、現実的に。その問題を何で今度六十日を入れなきやならぬのか。ここはひとつ六十日をなくして現状どおりにすると、こういう方向にできなものなのかどうなのか。いかがですか。

○政府委員(石原信雄君) 申告期限の六十日が短過ぎるのかどうかという点でございますが、家を建てて登記その他のいろんな手続をされる方は、建てた当座はそういうことに非常に関心が強いものですから、いろんな手続も直ちにやがむしに厄介ですけれども、その時期には手続をされる方が多いと思います。そこで、この申告期限につきましても、新築後できるだけ早い機会にそいつた手続をしていただくといふことが、むしろ忘れたりなんかすることが少なく済むんじやないか。家を建てた当座は、登記の関係、税の関係、すべてそちらに関心が強くなつておりますから、かえつてその方がやつていただけるんじやないか。これを非常に長くしてしまいますと勢い失念してしまうといふことも考えられるんじやないかといふことで、ほかの立法例なども考えながら六十日という期限を設けたわけであります。

もちろん、このような期限を設けました以上は、その期間内に納稅義務者の方が申告しておるだくように、先ほど申し上げておりますようないろんな面を通じて周知徹底を図つてしまいたいと、このように考えておりますが、この点、六十日の長短の問題については、繰り返すようですがれども、内部でもいろいろ議論をいたしました。

もつと長い方がいいのか短い方がいいのかという議論をしたんですけれども、結局、していただき以上は六十日ぐらいが最も妥当な期間ではないかと、いろいろに考へた次第でござります。

○佐藤三吾君 これは石原さんのような切れる人が——いまの答弁聞いてみると、率直に言つてやつぱり私の主張に大体共感するところあるんじやないですか。そりだなと思ひながら、いや、それは立場が許さぬということで四苦八苦しているような感じしか受け取れぬですがね。私が言つるのは、現状が申告制度であつて、それであるけれども実際には使われていないと、こういうような実態にあるということからいって、六十日が短いかないかがですか。

○佐藤三吾君 いや、せっかく今度は新築だけから中古まで拡大して軽減控除措置をとつて、政策的にはその幅を広げたわけですからね。広げた途端に今度は六十日で縛つちゃつて、そうしてこうした事態もまた予想されるわけです。まあそれは課税関係がいつまでも確定しないという状態が続くことになりますと、課税当局としては非常に困った事態もまた予想されるわけです。まあそれは指摘のよう、この六十日の期限が過ぎてしまつて、課税標準の特例あるいは減額特例を受けられなくなつてしまつた納稅者がたくさん出るような事態が起つたら困るじゃないかと、その点は私ども最も心配しているところでございます。あらゆる努力を重ねましてこの周知徹底を図りたいと思つております。

ただ、やはりこういった新しい制度がスタートして定着するまでの間は、それでもやつぱり忘れてしまつた人がいる。だから、これを一日でもおくれたからだめというのではせつかくの制度が生きません。そこで、それらにつきましては、現在の地方税法の規定あるいは各都道府県の条例の総則の規定によりまして、申告期限等が設けられている場合に、その期限に間に合わなかつたといふことについて本人の責めに帰せられないような事情があつた場合にはこれを救済できるという規定がございます。今回ののような新しい制度の導入に当たりましては、私は、こういった面の救済も幅広く採用していく必要があるんじやないか。そう

つぱり六十日以内に申告しなきや減税措置がとれませんと、こう明確になつておるわけですから、それでやられることになりますとこれは大変なことになる。その保障をあなたが、いや実際運用面ではそういうことないようになりますといふことを言つておつて。そのところをひとつとしてもらいたいと、こう言っておるわけです。実際問題として私は実務的に言つておるわけだからね。ではそういうことないようになりますといふことを言つてまいりたいと、このように考へております。

○佐藤三吾君 いや、せっかく今度は新築だけから中古まで拡大して軽減控除措置をとつて、政策的にはその幅を広げたわけですからね。広げた途端に今度は六十日で縛つちゃつて、そうしてこうした事態もまた予想されるわけです。まあそれは課税関係がいつまでも確定しないという状態が続くことになりますと、課税当局としては非常に困った事態もまた予想されるわけです。まあそれは指摘のよう、この六十日の期限が過ぎてしまつて、課税標準の特例あるいは減額特例を受けられなくなつてしまつた納稅者がたくさん出るような事態が起つたら困るじゃないかと、その点は私ども最も心配しているところでございます。あらゆる努力を重ねましてこの周知徹底を図りたいと思つております。

ただ、やはりこういった新しい制度がスタートして定着するまでの間は、それでもやつぱり忘れてしまつた人がいる。だから、これを一日でもおくれたからだめというのではせつかくの制度が生きません。そこで、それらにつきましては、現在の地方税法の規定あるいは各都道府県の条例の総則の規定によりまして、申告期限等が設けられている場合に、その期限に間に合わなかつたといふことについて本人の責めに帰せられないような事情があつた場合にはこれを救済できるという規定がございます。今回ののような新しい制度の導入に当たりましては、私は、こういった面の救済も幅広く採用していく必要があるんじやないか。そう

いつた点につきましては近く都道府県の税務担当課長を会議に招集しておりますので、そういった場を通じ、それ以外の場も利用して、課税第一線の皆さんとの意見もよく聞きながら、結論的には納税者に不測の不利益が及ばないよう適切な指導をしてまいりたいと、このように考へております。

○佐藤三吾君 いや、せっかく今度は新築だけから中古まで拡大して軽減控除措置をとつて、政策的にはその幅を広げたわけですからね。広げた途端に今度は六十日で縛つちゃつて、そうしてこうした事態の方も含めてがつぱり税を吸い上げると、いう、そういうたぐらみじやないんです。それならもうまさにこれはペテンというか、そうしか考へられぬじやないですか。だから、もしもうじやなくて、言うなら六十日といふのは单なる一つの、申告をしてもらって税務職員の過重労働を防ぐ意味で、そういう意味で六十日といふことでつづかたんだといふことなら、これはやつぱり直接税の実務に当たつておる皆さんから見ても現行法で何ら差し支えないと言つておるんだから、そうすれば何も固執することないじやないですか。そうすると、やつぱりこれは、せつかく中古まで広げたんだからどんどんこれ利用してくださいと、邊が私はどうしててもこの問題、せつかくあなたに何遍も立つて説明もらつておるんだけれども、まだ胸に落ちないんです。時間は来るし、いらっしゃる人だけれどもね。いかがですか。

○政府委員(石原信雄君) 今回申告制度を導入した趣旨は、先ほど来申し上げておりますように、中古住宅に対する特例措置の導入と関連いたしまして申告にかかるしめると、いわば制度間のバランスあるいは課税関係の適正化といふ意味でございません。その点は決してそういう考え方方は全くございませんので、申し上げておきたいと思つています。

それから、せつかくこういった制度ができたわけですから、納税者の方に広くこれを御利用いただくと、その努力は私どもあらゆる機会を通じていきたいと思います。それから、この六十日間の申告期限が今回導入されたということに関連して、納税者の方に非常な不利益が当面起るというようなことは避けるよう、救済の道も先ほど申し上げたような方向で指導していきたいと、このように考えております。

○佐藤三吾君 そうすると、これはむしろ納税者の皆さんに広く中古を含めて拡大したのであって、これを通じてがつぱり税金を吸い上げるんだといふ意図はないということも明確になつた。そこで六十日は、もうそういうことの救済措置も講じていくと、こういうことになれば、あとで六十日を固執することは私ではないと思う。だから、そいつを通じてがつぱり税金を吸い上げるのは、この六十日がひっかかる、この中に明記されておりますように、六十日のうちに申告しなければ一切の減税の権利を失うということになりますとこれが大変なることになると思って言つておるだけだから、それについて救済措置まで含めて一切問題を起さないと、この問題について。その確信がおきたいと思うんです。

歩を踏み出す、地方も財政再建の第一歩を踏み出します。ならば、やはり地方もできる限り歳出等については思い切った縮減合理化を図つていかなければならぬのではないか。同時にまた、それは言ひながらも、地方財政はいろんな住民の要望をまともに受けてやらなきゃならぬ仕事があるわけでございますから、それにこたえるためにそれなりに、たとえば単独事業等についてはそれなりの財源を確保しなきゃならぬ。したがつて、その努力は当然私どもとしては払つたつもりでござります。

そういうようなことで、全体として厳しい地方財政の計画になつておることは最近の状況から見てやむを得ないのではないか。その厳しい財源の中では、やはり、何といいますか、経費の重点的な効率的な使い方をやって住民の需要にこたえていくたいと、かように考えております。

○阿部憲一君 昭和四十五年以来約十年間地方財政の規模はつと政府の予算を上回つてきておりますけれども、それが五十五年度になりましては一兆円も下回つてゐる。こういうことについてはどのように考えておられますか。

○政府委員(土屋佳照君) 地方財政計画の規模が国の一覧会計予算を下回つておるのは事実でございますが、その原因は、主として、国の予算においては、国債費と地方交付税交付金が五十五年度をわめて高い伸びとなつたためでござります。

若干説明申し上げますと、國の場合、国債費が五十四年度に比べて一兆二千三百億余り三〇・二%ふえております。それから、地方交付税交付金が一兆二千五百七十億程度、一二・八%伸びております。それから、地方交付税交付金が五十五年度に比べてござりますから、地方財政計画から公債費を除いた規模で見ますと、地方財政計画の方が一兆二千八百七十六億円逆に上回つておるわけでございま

す。また、地方財政計画から公債費を除いて、国的一般会計予算からは国債費とそれから地方へ渡します地方交付税交付金を除いたいわゆる一般歳出の伸びで見ますと、國の五・一%に対しても申し上げました地方財政計画では六・六%ということになつておりますが、地方の方が高い伸びを示しておるわけでございます。

まあ抑制基調のもとで組んだものでござりますから、全体として伸びは低いわけであります。しかし、地方の方が高い伸びを示しておるわけでございます。

○阿部憲一君 いろいろとお考えを述べていただきましたけれども、私は、この五十五年度に見られますが、これが低い伸び率に抑えられて思つておるのをどうぞ。

○阿部憲一君 いろいろとお考えを述べていただきましたけれども、私は、この五十五年度に見られますが、これが低い伸び率に抑えられて思つておるのをどうぞ。

○政府委員(土屋佳照君) 御承知のように、この

高度成長期に行政のレベルというものがかなり伸びてまいりましたが、不況期に税率がかなり急激に落ちてきました。そういうことで、國も地方も歳入歳出の均衡というものが大きく崩れてしまひました。五十年代以降大幅な赤字を抱えてきたわけになります。しかしながら、やはり國民のニーズにこたえる必要性と、もう一つは、何とかこの景気の浮揚を図るという意味で、借金をしながらも積極的な財政運営をしてきました。それが今日膨大な借金となつておりまして、いまのままでは財政

でござります。しかしながら、やはり國民のニーズにこたえる必要性と、もう一つは、何とかこの景気の浮揚を図るという意味で、借金をしながらも積極的な財政運営をしてきました。それが今日膨大な借金となつておりまして、いまのままでは財政

でござります。しかしながら、やはり國民のニーズにこたえる必要性と、もう一つは、何とかこの景気の浮揚を図るという意味で、借金をしながらも積極的な財政運営をしてきました。それが今日膨大な借金となつておりまして、いまのままでは財政

でござります。しかしながら、それは経費の節減、合理化、地方にはそれが十分やつてもらわるように御要請をしたいと、こう思いますが、交付税なんていのものは、先ほど申しましたように、本来税が基本でござります。しかしながら、それで間に合わないものはやはり交付税をふやしていく。今日のうちに、大府県あるいは大都市なんかで不交付団体がだんだん減つてきて交付団体に転落をしていつていると

いう現象、これは正常な姿とは言えません。そういう意味合いで考えましても、交付税を減らすなんということはいさぎかも考えておりませ

めようということになつてきたわけでございます。

そういうことで、全般としては財政の対応力といふものを深める意味で、ただいま申し上げましたような歳出規模を抑制する、そして借金をなるべく減らしていく。そういうところを健全化の一歩にしようということで踏み出したわけでございま

す。しかし、これは私どもとしては断じて承服するわけにはまいりません。これはやはりそれぞれの地方の財政の必要額を積み重ねていいくのが、経済がどういう形で動いて、どういったかたつこうで自然増収が出るのか。それでまた

その場合に、一休国民の要請に伴う歳出規模といふのはどの程度に維持していいらしいのか。それはいまのいろいろな要素を踏まえて全般的に考えていかなければならぬことでござりますが、それでも減らしていく。そういうふうに御理解を賜りたいと

ございまして、國の場合二つの点で、非常に国債費、地方交付税交付金が伸びた、そういうふうに御理解を賜りたいと思うのでござります。

○阿部憲一君 いろいろとお考えを述べていただきましたけれども、私は、この五十五年度に見られますが、これが低い伸び率に抑えられて思つておるのをどうぞ。

○阿部憲一君 いろいろとお考えを述べていただきましたけれども、私は、この五十五年度に見られますが、これが低い伸び率に抑えられて思つておるのをどうぞ。

○阿部憲一君 行政監理委員会から、「地方財政全般については、地方交付税の率又は額の見直し及び起債の抑制などを用ひ、地方財政の膨張に歯止めをかけ、不足分は地方財政支出の削減、合理化等の自助努力によつて縮わしめる等の施策を検討すべきである」という提言も出ておりますけれども、これについて大臣はどんなふうにお考へになつていますか。

ただ、自助努力をしろと、これはよくわかります。そのために、それは経費の節減、合理化、地方にはそれが十分やつてもらわるように御要請をしたいと、こう思いますが、交付税なんていのものは、先ほど申しましたように、本来税が基本でござります。しかしながら、それで間に合わないものはやはり交付税をふやしていく。今日のうちに、大府県あるいは大都市なんかで不交付団体がだんだん減つてきて交付団体に転落をしていつていると

○国務大臣(後藤田正晴君) まず最初に、先ほど

それから、起債を減らせと、なるほど起債は、見方によりますとアヘンですよこれは。これはもう國も地方も同じです。この公債財源というものをいわゆる財源みたいな物の考え方になつたんじやこれはどうにもならぬわけですから、そういう意味合いにおいて地方債も同じ。ことに地方債の場合は地方財政計画なりそれを通じての交付税なり、いろんな計算で後々処理ができますから、そうしますとこれに頼り切るという弊害が漸次出てくるおそれがあります。これは私は厳しく自省の事務当局はもちろんのこと地方団体にもその点はお考え直しを願いたい。したがって、この起債を減らしていくということはあたりまえの御提言だろとうと思いますが、ならば、それは自助努力は当然だけれども、そんななまやさいことで今日の地方財政が賄えるはずありません。したがつて、それを減らす以上はそれなりの財源というものをこれは適当に配分すべきものだと、その前提でなければこれは承るわけにはいけないと、かように考えております。

○阿部憲一君 具体的に次に伺つてみたいと思

ますが、五十五年度の地方財源の不足額が一兆五百億円となつておりますが、この手当てはどう

うに行われているのか、伺いたいと思いま

す。

○政府委員(土屋佳照君) お示しのようだ、五十

五年度の財源不足額は、いろいろと大蔵当局とも詰めていた結果、二兆五百五十億円となつたわ

けでございますが、これについては私どもとして

も、たとえば交付税率の引き上げ等も含めている

結果的には、御承知のように、一兆二百五十

億は交付税において増額をするということ、そ

れはならない限りは、何らかの方法で穴埋めをしなけ

ればならない。そいつた際に、御承知のよう

いはまた他の新税の創設等によって穴埋めが

できること、それで、その意味ではお示しのとおりでございま

す。その結果、一つのバターンとして決まってま

いましたような交付税特別会計の借り入れ、財

源対策債の発行といったようなことに相なつたわ

けで、その意味ではお示しのとおりでございま

す。

しかしながら、交付税率の引き上げ等による、

あるいはまた他の新税の創設等によって穴埋めが

できること、それで、その意味ではお示しのとおりでございま

す。

○阿部憲一君 いま御説明のように、この五十五

年度の地方財政の財源の不足対策は、地方債の増

発それから交付税特別会計の借り入れというよ

うつて交付税特会で借り入れをするということ、それによつて交付税の所要額を確保するとい

うことに力点を置いた。同時に、いわゆる財源対策

な、これまでと同じようなわゆる借金政策で終わっているわけですが、それでも、こののような一步の前進も見られない、はつきり言います。そのような措置に対して大臣はどのようにお考へでござりますか。これをもう一度伺いたいと思います。

○政府委員(土屋佳照君) ちょっと大臣の答弁の前に一言申し上げたいと存じます。

二兆五百五十億ということで、五十四年度の四兆一千億に比べますとかなりこの財源不足額は減ってきましたわけですが、それでも一兆を超える大幅な赤字でございます。その点について

は、私どもとしては、基本的にはこれはやはり交

付税法六条の三の第二項にも該当する状況である

というようなこともございまして、まず地方交付

税率の引き上げを含む交付税の所要額の確保につ

いて國の財政当局となり激しい論争をいたしました

わけでございます。しかしながら、國の場合も御

承知のように大幅な財源不足でございまして、か

なりな額の特例公債を発行しておるというよう

な状況でございました。そういう中で、地方と國

との恒久的な財源分配の方策でござりますこの交

付税率の変更を直ちに行うということはなかなか

容易ではないということになりました、私どもとしては

も残念ではございましたけれども、今回交付税率

の引き上げは実現できなかつたわけでございま

す。その結果、一つのバターンとして決まってま

したようだ、五十五年度の措置は、当面の財源不

足を補う現実的な処置であつて、私どもとしては

これがいつまでも続いていいものというふ

うには考えておりません。これはやはりできる限

りあらゆるチャンスをとらえてもう少し恒久的な

ことをしてはいけませんけれども、そこらを十

し、また、一般財源の比重も五十四年度の五四・

三%から五十五年度は五六・七%というふうにむ

しろ高まつておるわけでございまして、形の上で

は残念ながら御指摘のように十分なものとは申せ

ませんけれども、その中においては私どもとして

はできるだけの改善の努力をしたつもりでござい

ます。

○国務大臣(後藤田正晴君) いまお答えいたしま

したように、五十五年度の措置は、当面の財源不

足を補う現実的な処置であつて、私どもとしては

これがいつまでも続いていいものというふ

うには考えておりません。これはやはりできる限

りあらゆるチャンスをとらえてもう少し恒久的な

ことをしてはいけませんけれども、そこらを十

し、また、一般財源の比重も五十四年度の五四・

三%から五十五年度は五六・七%というふうにむ

しろ高まつておるわけでございまして、形の上で

は残念ながら御指摘のように十分なものとは申せ

ませんけれども、その中においては私どもとして

はできるだけの改善の努力をしたつもりでござい

ます。

○国務大臣(後藤田正晴君) 私は、少なくとも財

政の再建に第一歩は踏み出したのではなかろうか

と、こう思います。それは、今回の財源不足に対する対処の仕方、つまりは財源対策債等ができるだけ減らそうと。何よりも地方の歳出の節減、合

理化といいますか、こういう点についてもできる

限りの対応策——もちろんそれで地方が困るよう

なことをしてはいけませんけれども、そこらを十

し、また、一般財源の比重も五十四年度の五四・

三%から五十五年度は五六・七%というふうにむ

しろ高まつておるわけでございまして、形の上で

は残念ながら御指摘のように十分なものとは申せ

ませんけれども、その中においては私どもとして

はできるだけの改善の努力をしたつもりでござい

ます。

○阿部憲一君 さきに発表されました地方財政収支試算によりますと、地方税収は六十年度まで

二兆七千億円の増税が必要である、こういうこ

とでありますけれども、この数字の根拠を御説明願いた

ります。

○阿部憲一君 それでは大臣にお伺いしますけれ

ども、今回の地方税法の改正案の性格は端的に言

うで、どういうものか、お聞かせ願いたいと思いま

す。

○阿部憲一君 御承知のよ

うな御意見等などございましたし、またわれわれ

がよつたいたいところがございましたので、それと

お聞かせ願いたいと思います。

○阿部憲一君 それでは大臣にお伺いしますけれ

ども、今回の地方税法の改正案の性格は端的に言

うで、どういうものか、お聞かせ願いたいと思いま

す。

○國務大臣(後藤田正晴君) 御承知のよ

うな経緯

で、いわゆる一般消費税の構想が実施不可能であ

るということになつたのに伴いまして、現行の税

制の中できること、従来から當委員会でのいろ

いろな御意見等などございましたし、またわれわれ

がよつたいたいところがございましたので、それと

お聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(矢野浩一郎君) 地方財政収支試算に

おける二兆七千億の数字の根拠ということでござ

りますが、今回提出いたしました地方財政収支試

算は、御承知のよ

うに、その中に積算しておりますと、

支税につきましては、一月に公表されました經

済審議会の企画委員会における六十年度の經濟の

予測によつて、地方財政の財源を少しでも潤沢にいたしたいと、

かような意味での、これまた当面の私は税法改正

でありますと、かように理解をいたしております。

○阿部憲一君 いまの問題ですけれども、地方財

政にとって、五十五年度を財政再建元年とする

ことが至上命題であったと、こう思うわけでござ

りますが、また政府自体もそのつもりで取り組ま

ざいましたけれども、かなりその中身については、地

方財政負担を将来軽減する方向へ向かつておると

いうふうに私どもとしては考えておるわけでござ

ります。その結果、地方債の依存度は五十四年度

の一二・六%から一〇・六%に減つております。

したがつて、その意味では同じ、バターンではござ

ります。それが、まさに私どもとしては取り組ま

ざいましたけれども、その中においては私どもとして

はできるだけの改善の努力をしたつもりでござい

ます。

○國務大臣(後藤田正晴君) 私は、少なくとも財

政の再建に第一歩は踏み出したのではなかろうか

と、こう思います。それは、今回の財源不足に対する対処の仕方、つまりは財源対策債等ができるだけ減らそうと。何よりも地方の歳出の節減、合

理化といいますか、こういう点についてもできる

限りの対応策——もちろんそれで地方が困るよう

なことをしてはいけませんけれども、そこらを十

し、また、一般財源の比重も五十四年度の五四・

三%から五十五年度は五六・七%というふうにむ

しろ高まつておるわけでございまして、形の上で

は残念ながら御指摘のように十分なものとは申せ

ませんけれども、その中においては私どもとして

はできるだけの改善の努力をしたつもりでござい

ます。

○阿部憲一君 さきに発表されました地方財政収

支試算によりますと、地方税収は六十年度まで

二兆七千億円の増税が必要である、こういうこ

とでありますけれども、この数字の根拠を御説明願いた

ります。

○阿部憲一君 それでは大臣にお伺いしますけれ

ども、今回の地方税法の改正案の性格は端的に言

うで、どういうものか、お聞かせ願いたいと思いま

す。

○阿部憲一君 御承知のよ

うな経緯

で、いわゆる一般消費税の構想が実施不可能であ

るということになつたのに伴いまして、現行の税

制の中できること、従来から當委員会でのいろ

いろな御意見等などございましたし、またわれわれ

がよつたいたいところがございましたので、それと

お聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(矢野浩一郎君) 地方財政収支試算に

おける二兆七千億の数字の根拠ということでござ

りますが、今回提出いたしました地方財政収支試

算は、御承知のよ

うに、その中に積算しておりますと、

支税につきましては、一月に公表されました經

済審議会の企画委員会における六十年度の經濟の

予測によつて、地方財政の財源を少しでも潤沢にいたしたいと、

かように理解をいたしております。

○阿部憲一君 いまの問題ですけれども、地方財

政にとって、五十五年度を財政再建元年とする

ことが至上命題であったと、こう思うわけでござ

りますが、また政府自体もそのつもりで取り組ま

ざいましたけれども、かなりその中身については、地

方財政負担を将来軽減する方向へ向かつておると

いうふうに私どもとしては考えておるわけでござ

ります。その結果、地方債の依存度は五十四年度

の一二・六%から一〇・六%に減つております。

したがつて、その意味では同じ、バターンではござ

ります。それが、まさに私どもとしては取り組ま

ざいましたけれども、その中においては私どもとして

はできるだけの改善の努力をしたつもりでござい

ます。

○國務大臣(後藤田正晴君) 私は、少なくとも財

政の再建に第一歩は踏み出したのではなかろうか

と、こう思います。それは、今回の財源不足に対する対処の仕方、つまりは財源対策債等ができるだけ減らそうと。何よりも地方の歳出の節減、合

理化といいますか、こういう点についてもできる

限りの対応策——もちろんそれで地方が困るよう

なことをしてはいけませんけれども、そこらを十

し、また、一般財源の比重も五十四年度の五四・

三%から五十五年度は五六・七%というふうにむ

しろ高まつておるわけでございまして、形の上で

は残念ながら御指摘のように十分なものとは申せ

ませんけれども、その中においては私どもとして

はできるだけの改善の努力をしたつもりでござい

ます。

○阿部憲一君 それでは大臣にお伺いしますけれ

ども、今回の地方税法の改正案の性格は端的に言

うで、どういうものか、お聞かせ願いたいと思いま

す。

○阿部憲一君 御承知のよ

うな経緯

で、いわゆる一般消費税の構想が実施不可能であ

るということになつたのに伴いまして、現行の税

制の中できること、従来から當委員会でのいろ

いろな御意見等などございましたし、またわれわれ

がよつたいたいところがございましたので、それと

お聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(矢野浩一郎君) 地方財政収支試算に

おける二兆七千億の数字の根拠ということでござ

りますが、今回提出いたしました地方財政収支試

算は、御承知のよ

うに、その中に積算しておりますと、

支税につきましては、一月に公表されました經

済審議会の企画委員会における六十年度の經濟の

予測によつて、地方財政の財源を少しでも潤沢にいたしたいと、

かのように理解をいたしております。

○阿部憲一君 いまの問題ですけれども、地方財

政にとって、五十五年度を財政再建元年とする

ことが至上命題であったと、こう思うわけでござ

りますが、また政府自体もそのつもりで取り組ま

ざいましたけれども、かなりその中身については、地

方財政負担を将来軽減する方向へ向かつておると

いうふうに私どもとしては考えておるわけでござ

ります。その結果、地方債の依存度は五十四年度

したものでございます。したがいまして、その数字の中には、いま申し上げました六十年度の租税負担率、これは現在の租税負担率に比べて上昇しているわけでございますが、その上昇分がもちろん含まれておるわけでございます。

そこで、この収支試算に積算いたしました税収額が名目のG.N.P.に対しまして弹性値一一・一、まあ自然増収一といふ考え方でございますが、弹性値一一・一で伸びるものとして計算をいたしました各年度の税収額との差額、これを四年間累計いたしますとお示しの二兆七千億と、こういう数字になるわけでございまして、これはいわば各年度における新たな租税負担の上昇分の合計額と、こういうような意味を持つものと考えております。

○阿部憲一君 それにつきましては、この二兆七千億円ですか、増税を実施することを考えますと、具体的な方法はお持ちですか。これに対し

○政府委員(矢野浩一郎君) 御承知のとおり、地方財政収支試算の数値、特にその中に掲げました税収の見積もりにつきましては、現在の国、地方の税源配分に変更がないと、つまり現行制度のままで推移をするという、一応これは仮の前提をして計算をしたものでございます。したがいまして、この試算において計算されておりますところの税収の数字といふものは、各年度の具体的な税収の予定額を示すものではございませんし、もちろん増税の具体的な計画といふものを示したものではないでございます。今後租税政策のあり方については、税制調査会におきましても昨年末御答申がございます。今後税制調査会としては、税制調査会の進め方とその中における税制のあり方についてさらに検討を続けることとす

る、こういう御答申がございます。政府としては、広くこの点について各階層の御意見を伺いながら幅広く検討していくたいと、こういう考え方でございます。

さて、今回の改正案について伺いますけれども、まず、個人住民税の改正、これについて御説明を願いたいと思います。

○政府委員(石原信雄君) 今回の改正案の個人住民税関係について申しますと、一つは、所得割につきまして基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの各種控除の引き上げによる課税最低限の引き上げを行って、これが一つでございます。

それから第二は、課税最低限の引き上げに伴う減収に対する趣旨もありまして、市町村民税の所得割の税率適用区分に所要の調整を行うという点、これが第二でございます。

それから第三は、個人の均等割の税率の見直しを行なうという、以上三点でございます。

○阿部憲一君 課税最低限は百五十八万四千円に引き上げられていますけれども、なお所得税の課税最低限とは四十三万一千円の差がありますが、低所得者層の税負担がそれだけ重いということから考えますと、住民税の課税最低限も所得税にそろえるべきじゃないかと、このようにも思いますが、どうでしよう。

○政府委員(石原信雄君) 住民税は、地域社会の費用をその住民の方に能力に応じてなるべく広く負担していただこうという、いわば負担分担の精神といいましょうか、そういうふたつ考へ方に基づいて課税されているものと私どもは理解しております。一方、所得税は、国全体を通じまして国民各層の所得再分配を実現する、こういった性格の税

必要はない、ある程度差があるのは税の性格上やむを得ないじゃないかと、このように考えておりまます。もちろん住民税をおきましても、各時点時点における生計費等を勘案して、いわゆる最低生活費には課税しないと、こういう考え方のもとに

課税最低限の具体的な額は決められなければなりませんけれども、その額はおのずから所得税の課税最低限とは違つてしかるべきじゃないか。こういう考え方を持っております。

○阿部憲一君 個人住民税の課税最低限のいまあり方ですけれども、何か抜本的な検討を加えられる予定だということを聞いておりますが、これは何か本当に検討されておるんですか。

○政府委員(石原信雄君) ただいまお話をありましたように、この課税最低限について所得税と住民税との関係がいかにあるべきやと、こういつた議論が昔からあるわけですが、最近ではさらに生活保護基準が急速に上がってまいりまして、住民税の課税最低限との開きがほとんどなくなつてしましました。で、具体的に、このまま五十五年度の住民税の課税最低限を据え置きますと、五十六年度になると、生活保護基準の方が上回つてしまつという事態になりかねない。そういうような最低限のあり方を、社会保障の体系あるいは国税との関連等、いろんな面で基本的な検討を行な必须要があるのじゃないか。そういうことで、今後税制調査会の場などを通じまして少し振り下げる研究をしてみたいと、このようにも思いますが、どうでしよう。

○阿部憲一君 次に、道府県民税の所得割について伺いますが、この税率は、年収百五十万円を区切りとして、これ以上の場合は百分の四、それからこれ以下は百分の二と、こういうふうな一段階に決められておるわけですから、この百五十万円の区切りは昭和三十七年度からずっと据え置きになつておりますけれども、三十七年度当

と最近のそれぞれの納税者数はどのようになつてますか、お伺いします。

○政府委員(矢野浩一郎君) 御指摘のように、昭和三十七年度と現行の二段階の税率になつたわけ

が昭和三十九年度までかかるべきでございます。そこで、三十七年度と最近のものとの納税義務者の比較をと、こういう御質問でございますが、やはり幅広く検討していくたいと、こういう考え方でございます。

税におけるところの課税方式の統一の問題、これが昭和三十九年度までかかるべきでございます。私ども方として、それ以前に係る、いまの御質問にて、昭和四十年度における百五十万以下と百五十万超の納稅義務者の課税資料を実は把握しております。まさに恐縮でございますが、そ

れに最も近いと申しますか、最も古い数字としと最近の昭和五十四年度を比較して申し上げますと、昭和四十年度時点におきましては、所得五百十万円以下の者が一千百四十八万七千人、それから五百五十万を超える者が三十六万二千人。比率にして、百五十万円以下の者が九八・三%、百五十万超の者が一・七%でございます。

さらに、昭和五十四年度の時点で見てまいりますと、百五十万円以下の納稅義務者が二千九百七十万五千人、百五十万円超の納稅義務者が八百七十六万九千人。構成比で申しますと、百五十万円以下の者が七七・二%、百五十万円超の者が二二・八%。かような数字に相なつております。

○阿部憲一君 いまお伺いして非常に気がつくことは、いまおっしゃった統計が三十七年ではなくて四十年度だと言われますので、私はいまの数字の変化というのをもつといわゆる開きがあるんじやないかと思われますけれども、この百五十万円以上の分というのは、四十年度にはわずか三十六万。ところが現在は八百七十六万。このようになります。一方、所得税は、国全体を通じまして国民各層の所得再分配を実現する、こういった性格の税

インを昭和三十七年度以来据え置いております。その間に名目の所得が伸びてまいつたということからこのようないふたわけでございます。

○政府委員(矢野浩一郎君) 百五十万円といふ割合があふえてまいつたわけでございます。

ただ、つけ加えて申し上げますが、この百五十万円はこれは課税所得でございまして収入金額で

はございません。したがいまして、実際には、課税最低限等の規定によりまして、この百五十万円という数字が実質的にそのまま今日までずっと推移をしたということではございません。百五十万円という課税所得は、いわば大ざっぱに申し上げますと課税最低限の上にさらにいわゆる課税対象として出てくる金額でございますので、そういう点の違いはもちろん考慮に入れるべきではなかろうかと、こう考えております。

○阿部憲一君 ただ、私がちょっと素人考えでおかしいと思うのは、当時この百五十万円と線を引いて設定したこと自体が間違いなのか。それとも、現在このような大きな変化を来したことがほかに大きな理由があつたのか。たとえば物価騰貴その他等、そういうことがあつたのかどうか。その辺はどういうふうにお考えですか。

○政府委員(矢野浩一郎君) 確かに御指摘のようになります。具体的な金額で据え置いてまいりますと、所得の変化によりまして、これを超えるものと以下の間に、実質的な課税の実態というものがこれと変わってくることはもうおっしゃるとおりでございます。ただ、端的に私ども、先ほどちょっと申し上げましたけれども、百五十万円という数字が実質的にずっと据え置かれたと実は考えるべきではないでございまして、ちょっと説明がややこしくなっていますけれども、百五十万円というものは、先ほど申し上げましたように課税対象となる額、いわゆる課税標準額でございます。各種の控除等を引いてしまった課税の対象になる所得でございます。これを見ると昭和四十年度と仮に比較いたしますと、昭和四十年度の際にはおむね課税最低限が、大体これはサラリーマン標準世帯の場合でござりますけれども、三十万円程度でございました。したがいまして、いまの課税標準額百五十万というのをこの収入のベースに直してま

りますと、約百八十九万七千円ぐらいという数字

ております。

○阿部憲一君 そうすると、道府県民税ですか、これも多段階にしてよろしくお考えも若干おあります。

○政府委員(石原信雄君) この点につきましては、一段階でなきやならないということはないの

であります。五十四年度の場合には、百五十万円の課税標準額に見合うところの収入の金額というのは三百六十五万三千円程度、したがって大方倍、収入ベースで申しますと約倍になつておるわけですが、相当にやつぱり行われております。したがいまして、五十四年度の場合には、百五十万円の課

税標準額に見合うところの収入の金額というのは三百六十五万三千円程度、したがって大方倍、収入ベースで申しますと約倍になつておるわけですが、相当にやつぱり行われております。したがいまして、五十四年度の場合には、百五十万円の課

税標準額に見合うところの収入の金額というのは三百六十五万三千円程度、したがって大方倍、収入ベースで申しますと約倍になつておるわけですが、相当にやつぱり行われております。したがいまして、五十四年度の場合には、百五十万円の課

税標準額に見合うところの収入の金額というのは三百六十五万三千円程度、したがって大方倍、収入ベースで申しますと約倍になつておるわけですが、相当にやつぱり行われております。したがいまして、五十四年度の場合には、百五十万円の課

税標準額に見合うところの収入の金額というのは三百六十五万三千円程度、したがって大方倍、収入ベースで申しますと約倍になつておるわけですが、相当にやつぱり行われております。したがいまして、五十四年度の場合には、百五十万円の課

税標準額に見合うところの収入の金額というのは三百六十五万三千円程度、したがって大方倍、収入ベースで申しますと約倍になつておるわけですが、相当にやつぱり行われております。したがいまして、五十四年度の場合には、百五十万円の課

税標準額に見合うところの収入の金額というのは三百六十五万三千円程度、したがって大方倍、収入ベースで申しますと約倍になつておるわけですが、相当にやつぱり行われております。したがいまして、五十四年度の場合には、百五十万円の課

税標準額に見合うところの収入の金額というのは三百六十五万三千円程度、したがって大方倍、収入ベースで申しますと約倍になつておるわけですが、相当にやつぱり行われております。したがいまして、五十四年度の場合には、百五十万円の課

税標準額に見合うところの収入の金額というのは三百六十五万三千円程度、したがって大方倍、収入ベースで申しますと約倍になつておるわけですが、相当にやつぱり行われております。したがいまして、五十四年度の場合には、百五十万円の課

税標準額に見合うところの収入の金額というのは三百六十五万三千円程度、したがって大方倍、収入ベースで申しますと約倍になつておるわけですが、相当にやつぱり行われております。したがいまして、五十四年度の場合には、百五十万円の課

方はどうかと思いますが、御説明願いたいと思

ます。

○政府委員(石原信雄君) 今回の電気料金の引き上げに関連いたしまして、従来免税世帯に属したものが料金引き上げの結果課税世帯にならないよう、従来免税世帯だったものは引き続き料金引き上げ後も免税世帯になるように所要の調整を加えるという考え方方に立っております。

○阿部憲一君 産業用電気の電気税の非課税措置についてですけれども、今回の改正で非課税品目が二品目減少して八十二品目となっております。

○阿部憲一君 産業用電気の電気税の非課税措置についてですけれども、今回の改正で非課税品目が二品目減少して八十二品目となっております。されども、この非課税による減収額はどのくらいになるか。

○政府委員(矢野浩一郎君) 電気税の非課税措置による増収の金額でございますが、これは一億円未満でございますので、計算上は入れておりますけれども、金額にいたしまして一億円未満の数字でございます。なお、全体の産業用電気の非課税の額でございますが、約九百億円でございます。

○政府委員(石原信雄君) 電気税の地方税における位置づけといいましょうか、考え方でございまども、この非課税措置の整理を行います項目にわたりまして非課税措置の整理を行います項目につきましては、不動産取得税の課税標準額の特例措置の縮減など、廃止十一項目、縮減十六項目、合計二十八項目につきまして「品目を廃止する」ということにいたしております。

また、こういった非課税措置の整理合理化によるところの増収額は、ただいま申し上げましたものにつきましては、初年度六十億円、平年度七十五億円の見込みでございます。

なおこのほかに、国税における租税特別措置の整理合理化等による地方税への影響分というのがございます。これは初年度九百九十五億円、平年度千七百十八億円の増収が見込まれておるところでございます。されども、今回免税点を二千四百円から三千六百円に引き上げられておりますが、この基本的な考え方

以下の県庁の所在市では、この範囲拡大を望む声が非常に高いと、このように聞いておりますけれども、これについて当局のお考えはいかがですか。

○政府委員(石原信雄君) 事業所税の課税団体の範囲を拡大する問題につきましては、五十年度にこの制度ができまして、五十一年度に、それまでの五十五万から三十万までの団体に範囲を広げたわけですが、その際、税制調査会でいろいろ議論がありまして、ちょっと読んでみますと、「なお、この税の性格にかんがみ、課税団体の範囲を今後さらに拡大することについては、慎重に対処すべきであると考える。」と、このような答申が出ておりました。その税制調査会の答申の考え方といふのは、事業所税というのがいわゆる大都市市制といいましょうか、比較的規模の大きな都市における特殊な都市財政需要に対処するための税だと、こういう考え方から、余り小さなところまで課税範囲を広げるべきでないという考え方があります。この考え方は税調の中には現在でもかなり根強く残っております。

しかし一方、この税ができましてもうすでに五年以上経過し、ただいま先生の御指摘のように、中には課税を望んでいる団体もたくさんあります。少なくとも人口二十万以上、あるいは県庁所在地については課税団体として認めるべきじゃないかという御意見があることも十分承知しております。私もとしては、そういう意見も踏まえながら、また一方、この税の性格に基づく消極意見といふものも税調の中にありますので、あれこれ十分議論しながら、基本的には課税団体の範囲の拡大に向けて努力していきたいと、このように考えております。

○阿部憲一君 次に、有料高速道路に対する固定資産税の課税についてお伺いいたしますが、この問題についてはどのように措置されておりますか。

○政府委員(矢野浩一郎君) 有料高速道路に対する負担問題につきましては、かねがね種々の御議

論がございます。また、昨年度の地方税制改正においては、早急に解決しなければならないという考え方のものに取り組んでまいりました。そのため、五十三年の六月に有料道路負担問題検討委員会、これは学識経験者あるいは有料道路が通過する地方団体の代表者、こういった方がメンバーといたしまして種々御論議をいたしました結果、一年余にわたりまして種々検討委員会を設け、一年余にわたりまして種々御論議をいたしました結果、五十四年の七月に御報告をいたしました。この報告におきましては、結論的に、高速自動車国道等に対しまして固定資産税を課税する、あるいはいわゆる交納付金措置を講ずるというようなことは、高速自動車国道等の公共性なりあるいはまた整備の現状といったようなことを考えてみて、これは問題があると考えるけれども、しかし一面、そういった有料道路に問題をいたしまして、通過市町村に特別な財政需要が生じておるということもこれも事実でございますので、したがつて、こうした状況に対応するために、これらの通過市町村に対して現在行われておりますところの施策を拡充強化するとともに、現在の施策では施設を確保するとともに、現在の施設では決めまして適切な配分を実現をしていきたいと、こういうふうに考えておるところでござります。

○阿部憲一君 先ほども御質問なされた方があつたようですが、新築住宅に対する不動産取得税の特別措置、この整理が行われていますけれども、この内容と、この基本的な考え方はどうのよども、この意見も聞いた上で、そういうものも要綱という形になると思いませんが、そういうものを決めまして、新たな御説明願いたいと思います。

○政府委員(石原信雄君) 今回、中古住宅の取得についても課税標準の特例等の優遇措置を設けることとにいたしましたが、それとのバランス論といいましょうか、兼ね合いで、従来全く制限がなかった新築住宅に対する不動産取得税の課税標準の特例などにつきましても、百六十平米以下の住宅に限るなどの一定の制限を設けてこういった市町村の自主性を尊重したメニュー助成金を、おおむね今後の有料道路の整備期間約十年ぐらいをめどにいたしまして、その第一年度として日本道路公团、首都高速道路公团、阪神高速道路公团、これらの三公團から五十五年度分としては四十五億三千万元のメニュー助成金の予算措置を行い、目下御審議をいたしておりますと、こういう状況にあるわけでございまして、なお、これとあわせまして既存の施策——救急業務ある

いは関連公共施設の整備等の施策につきましても同時に充実が図られるようになってきておると、こういうふうでございます。

○阿部憲一君 そうすると、この地方の配分といふのは結局公團がするわけですか。どういうようになりますか。

○政府委員(矢野浩一郎君) 先ほど申し上げましたように、日本道路公團と首都高速道路公團、それから阪神高速道路公團、この三公團からそれを通過市町村に對して配分をされる。ただ、配分のやり方につきましては、これは私ども、從来の経緯もございます。また、先ほど申し上げました検討委員会の報告の中にもそういった骨子も述べられております。十分所管省でございます建設省等に私どもの方の意見も申し、また関係市町村の意見も聞いた上で、そういった公團からの補助要綱という形になると思いますが、そういうものを決めまして適切な配分を実現をしていきたいと、こういうふうに考えておるところでござります。

○阿部憲一君 一般的な制度を導入いたしますと、一般納税者の方がこの制度になじんでいただく、これを知つていただくまでにいろいろ課税当局としても努力しなければならないと思います。その点につきましては、私ども三ヶ月間の余裕期間を置きましたして、課税団体あるいは関係の業界あるいは関係の省庁と緊密な連携をとりながら、この制度の周知徹底についてあらゆる努力をつぎ込んでまいりたいと、このように考えております。

○政府委員(石原信雄君) そうして、この六十日間という申告期限の問題でございますが、これも先ほど申し上げておりますように、他の類似の制度とのバランスからこういった期限を設けたわけですが、これを設けますように、他の類似の制度とのバランスからこの制度の導入に当たって納税者の方に不測の不利益せんとこの不動産取得税の課税関係がいつまでも確定しないという問題もありますので、こういった制度を導入したわけですが、しかし、この制度を導入したわけですね。しかし、この制度の導入に当たって納税者の方に不測の不利益が起らぬよう、私どもは必要な措置を講ずるよう課税団体を指導していきたいと、このよ

ほどもお話を出ました、今回の改正によって、当該土地等の取得の日から六十日以内に申告しなければならない、そうしなければこの特例が受けられないということになってしまいます。この措置によって取得時点の確認をどのようにしたらしいのかということ。それからまた、こうした混乱が各都道府県の事務上には生ずるのではないかということ。それからまた、こうした混乱が各

都道府県の事務上には生ずるのではないかということ。それからまた、こうした混乱が各都道府県の事務上には生ずるのではないかということ。それからまた、こうした混乱が各都道府県の事務上には生ずるのではないかということ。それからまた、こうした混乱が各都道府県の事務上には生ずるのではないかということ。それからまた、こうした混乱が各都道府県の事務上には生ずるのではないか

たいことは、申告漏れなどでもつて権利を失う人も出てくるのではないかと、ということを心配されま

すけれども、この辺はいかがでしょうか。

○政府委員(石原信雄君) 私ども、そういうたことのないようであらゆる努力をつぎ込んでまいり

たいと思っておりますが、不幸にしてそういう事態が起こるということも当然制度の当初においてはあり得ると思います。そこで、これらにつきましては、現行制度のもとでも真にやむを得ない理由によって申告期限までに申告ができなかつたといふような事態が起つた場合には、課税団体の判断で救済する道が開かれております。これは、

現在の地方税法あるいはこれを受けての各都道府県の条例の中でそういう道が開かれておりますので、その適切な運用を図ることによつて、納税者の方がこの制度が利用できないような事態が起つた場合に、課税団体の判断で救済する道が開かれております。

○阿部憲一君 自動車取得税の暫定税率が、現行の第八次道路整備五ヵ年計画の終期に合わせて三年間単純延長になつていますが、この措置による地方の収税額はどうのくらいになるか。また、その再延長ということも考えられますかどうか。その点をお伺いしたいと思います。

○政府委員(石原信雄君) 今回の暫定税率の延長は、自家用自動車の取得に対する本則の三%の税率を五%に引き上げている、この特例措置をさら

に三年間延長しようというわけですが、も

しこの延長が実現しませんと、五十五年度で八百億円を超える減収になつてしまふのじやないか

と、このように見ております。八百六十六億円の減収をしてしまふということになります。現在の道路整備五ヵ年計画との対応で三年間の延長をお願いしているわけですが、その後どうす

るかということになりますと、これは道路整備五

ヵ年計画との関連でその取り扱いを決めていかなければならぬと思いますが、市町村道の整備の現

状などからいたしますと、これを引き下げる

ような状態ではないと私どもは思つております。

○阿部憲一君 次に、今度は都市財政についてお伺いしたいと思います。

まず、大臣にお考えをお伺いしたいと思います

が、東京、大阪等を初めとする指定都市等の大都市は、税収入が総体的に伸び悩んでいます。その反

面、各種の都市問題を解決するための財政需要は

すけれども、これについて非常に増大しております。また、

さらには義務的な経費の増加によつての財政硬直化等、きわめて深刻な状況に置かれているわけで

すけれども、これについて大都市財政の現状をどう

のよう認識されておりますか、伺いたいと思ひます。

○國務大臣(後藤田正晴君) 御案内のように、高

度成長期に大都市に人口、産業が集中したわけでございます。そういう集積の利益というものは、

それなりにあつたわけござりますけれども、し

かし、他方、大都市特有の財政需要、つまりは学

校であるとか、あるいは都市の再開発であると

か、あるいは下水道の整備であるとか、こういつ

たものもろの都市環境整備のための財源が非常に

ふえてきたわけです。本来、東京とか大阪といえ

ば日本の富の集まつてゐるところですから、少々

財政需要があつたところで、こういつた団体は十

分貰えるだけの財源があつてしかるべきなんですね

けれども、それができない。ということは、やはり今日の国と地方の税源分配、これにやはり問

題があるという認識を私は持つております。した

がいまして、今後とも大都市の財政が円滑に行わ

れるよう財源分配等については大きな今後の課

題としてとらえて、あらゆるチャンスを逃さない

が、この点はいかがでしょうか。

○政府委員(石原信雄君) 同じように都市的税目であります

消費流通課税の市町村への配分割合が、新たに

九%ときわめて低くなつておりますけれども、し

てきておりますが、今後とも法人課税全体の中

に占める市町村の配分割合をもつと図るべきだ

といふ考え方を私どもいたしております。これまで

法人大住民税の税率の引き上げ等のチャンス

がある場合には、道府県に遠慮していただいて都

市分を引き上げるというようなこともこれまで行

われども、それができない。ということは、やはり今日の国と地方の税源分配、これにやはり問題があるという認識を私は持つております。したがいまして、今後とも大都市の財政が円滑に行われるよう財源分配等については大きな今後の課題としてとらえて、あらゆるチャンスを逃さないが、この点はいかがでしょうか。

○政府委員(石原信雄君) 確かに現在の道路整備

状況から申しますと、国道、府県道、市町村道と並べた場合に、市町村道が最もおくれております。また、道路整備財源の面から見ましても、国

道や府県道に比べて市町村道は非常に立ちおくれ

ますけれども、この点についてはどうお考へ

でしょうか。

○政府委員(石原信雄君) かねてから都市、特に

指定都市からは消費流通課税の強化を望む御意見

があることは承知しております。ただ、一般的に申しまして消費税、流通税といふ系統の税は、あ

る程度の広域的な団体の方が望ましいんだといふ

ような別の意見もござります。問題は、市町村の

よつて全力を挙げてまいりたい、かように考えてお

ります。

○阿部憲一君 大都市におきましては、国それ

ら道府県の県道、国道ですか、この管理やその他

事務配分の特例が設けられて、道府県にかわって

これらの事務を行つておりますけれども、これ

に伴う税制上の措置、不足額が指定都市側の言

いります。それ以外に、現在道府県税になつております料飲税とか娯楽施設利用税などもあり

けれども、こうした措置不足に対しても何らかの配

ますけれども、こういったものが市町村へ課税権を移すということについてはどうか、これはいろいろ議論もあります。いずれにいたしましても、市町村、特に大都市の消費流通課税の強化の必要性というものは私ども十分認識しております

が、問題は、これにうまくなじむ税目が現実に探し出せるかどうかというようなことはないかと

思います。いずれにしても私どもは現在ある税

目の強化も含めまして今後の検討課題であろう

と、このように考えております。

○阿部憲一君 市町村道の整備のための目的財源

ですけれども、市町村道の整備率は、舗装率に

しても一般国道で九三・九%、それから道府県道の七四・七%に比べまして三一・八%と非常に立

ちおくれておりますけれども、この市町村道路

目的財源の配分割合を引き上げていくべきと思

います。いざれにしても私どもは現在ある税

目の強化も含めまして今後の検討課題であらう

と、このように考えております。

○阿部憲一君 市町村道の整備のための目的財源

ですけれども、市町村道の整備率は、舗装率に

しても一般国道で九三・九%、それから道府県道の七四・七%に比べまして三一・八%と非常に立

ちおくれておりますけれども、この市町村道路

目的財源の配分割合を引き上げていくべきと思

います。いざれにしても私どもは現在ある税

目の強化も含めまして今後の検討課題であらう

と、このように考えております。

○政府委員(石原信雄君) 確かに現在の道路整備

状況から申しますと、国道、府県道、市町村道と並べた場合に、市町村道が最もおくれております。また、道路整備財源の面から見ましても、国

道や府県道に比べて市町村道は非常に立ちおくれ

ますけれども、この点についてはどうお考へ

でしょうか。

○政府委員(石原信雄君) かねてから都市、特に

指定都市からは消費流通課税の強化を望む御意見

があることは承知しております。ただ、一般的に申しまして消費税、流通税といふ系統の税は、あ

る程度の広域的な団体の方が望ましいんだといふ

ような別の意見もござります。問題は、市町村の

よつて全力を挙げてまいりたい、かように考えてお

ります。

○阿部憲一君 大都市におきましては、国それ

ら道府県の県道、国道ですか、この管理やその他

事務配分の特例が設けられて、道府県にかわって

これらの事務を行つておりますけれども、これ

慮をしていくべきだと思いますが、この辺いかがでしょうか。

○政府委員(石原信雄君) 指定都市は、お示しのよう国道や府県道の管理を行う、あるいは定期制高校の費用の負担を行う、その他十数項目にわたりまして事務配分上の特例が認められております。これに対応して、いまの税制上の措置が十分でないんじやないかという指摘があることは承知しております。ただ、現在でも、たとえば軽油引取り税交付金でありますとか、あるいは地方道路譲与税、石油ガス譲与税、こういったものの配分に当たりましては、指定都市の道路管理をする特例というものを十分念頭に置いて配分上の特例措置を講じております。

それから、大都市税制として先ほど来御議論いたしております事業所税、これなども、言うなれば大都市の特殊性に着目して創設された税制であると、このように言っていいと思います。このように、これまでも道路目的財源やあるいは都市税制の観点から、大都市の持つ財政需要の特殊性に着目した配慮といふものはなされてきておりません。

○阿部憲一君 地方側の要求としまして、日銀の国庫納付金に対して特別措置の廃止、さらには特別とん税の税率が三十九年以來据え置かれている、これを引き上げてくれと、このような要求があります。

○阿部憲一君 地方側の要求としまして、日銀の国庫納付金に対して特別措置の廃止、さらには特別とん税の税率が三十九年以來据え置かれている、これを引き上げてくれと、このようないふを続けていくべきものと、このように考えておけます。

それから、特別とん税と税でございますが、この特別とん税は、昭和三十一年度に外国貿易船に対する固定資産税の軽減措置の拡大といわば引きかえのようなり形でこの制度が設けられたわけでありまして、そのころから見ますと、税率が当初は一トン当たり十円だったものが昭和三十一年に二十円に引き上げられて今日に至っております。で、その制度ができた当時の外航船舶に対する固定資産税の軽減措置との関連で申しますと、その後、外航船舶については一部課税強化が行われておりますので、現状ではその当時の外航船舶に対する特例による減収額と特別とん税となる課税の問題であります。いざれにしても、現在は日銀の業務運用上必要な支出、あるいは内部留保、あるいは配

当、こういったものを除いた残りは国庫に納付され、いわゆる日銀納付金という制度が設けられておりまして、この日銀納付金は、日本銀行法の規定によりまして税制上は損金に算入するところへことになつておりますので、結果的に法人税が、法人住民税あるいは法人事業税が課税されない扱いになっております。そのために、最近は国庫納付金が非常にふえていてもかかわらず、地方税は全く課税できないという状況にあって、関係の地方団体としては何か割り切れない気持ちを持つておられます。ただこの点につけましては、日本銀行という特殊な法人に対する税制上の扱いという意味で国庫当局と私どもとなかなか意見が合わない面もあります。日本銀行を通じておきます。

それから、特別とん税と税でござりますが、この特別とん税は、昭和三十一年度に外航船舶に対する固定資産税の軽減措置の拡大といわば引きかえのようなり形でこの制度が設けられたわけでありまして、そのころから見ますと、税率が当初は一トン当たり十円だったものが昭和三十一年に二十円に引き上げられて今日に至っております。

○神谷信之助君 御承知のように、好況に転化をしたとはいえ、地方では中小企業の倒産がいまなお相次いでおりますし、それから労働者の賃金の上昇率も最近ずっと抑えられています。そ

うことで、電気代、ガス代の値上げを初め一齊に公共料金は上がるし、自治体の方も学校の授業料から使用料、手数料、一齊に上げると、こうなつ

ておきますね。

〔委員長退席、理事金丸三郎君着席〕

そういう事態のもとでこの地方税法の改正案が出されておりますから、したがって、国民生活を擁護するという点から言いますと、非常に多くの問題をはらんでいます。しかし時間の制限もありますから、その主要な点について、私はきょう議論をしてみたいと思うんです。

まず最初は、五十五年度の個人住民税の所得割の問題、これの最低課税基準の問題ですね。若干引き上げられましたが、しかし、これは国民の生

活水準と比較をしてみてどういう関係になつてゐるというように自治省の方は御理解になつてあるのか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(石原信雄君) 五十五年度の税制改正に当たりましては、住民税の減税問題につきまして、住民一般の生計費の上昇等を勘案するなら

ば、当然課税最低限の引き上げを行はべきだという考え方がある一方におきまして、地方財政の現況は非常な窮屈状態にある。そういう意味では、減税を行以上はそれに対する十分な補てん措置

であります。そこで、こういったものについての課税をどうするかということについてはいろいろ御議論があります。いざれにしても、現在は日銀の業務運

用上必要な支出、あるいは内部留保、あるいは配

うけれども、しかし、これは開港所在市町村における各般の財政事情に着目して譲りされていると

われています。今回の引き上げは基礎控除、配偶者控除それぞれ一万円、それから扶養控除一万円とい

うことになつております。昨年度の場合は、御案内

のよう各控除ともそれぞれ一万円づつであったのですが、今回は扶養控除については二万円の引

き上げを行つたところで、この結果課税最低限

が昨年度の百四十九万円から百五十八万四千円に

引き上げられます。この引き上げ率は最近の消費

者物価の上昇率などを上回るものであり、地方財

政の現況を考えれば可能な最高限であつたのでは

ないかと、このように理解しております。

○神谷信之助君 いまの答弁は、国民の生活水準から言ひなれば、さらに控除額をふやすなりある

いは課税最低限を引き上げる必要があるけれども、地方財政の現状とのかかわりでこの程度に抑

えだと、こうせざるを得なかつたというようによ

うしていいわけですか。

○政府委員(石原信雄君) 住民生活の現状とそれ

から地方財政の現況と、まあ兩にらみで決めたわ

けでございます。これにとどめざるを得なかつた

といふよりも、いろいろなそりいれた要素を彼此

勘案して今回の引き上げ案を決めたということを

ございます。

○神谷信之助君 この問題は、先ほども同僚議員

からも指摘がありましたし、衆議院の地方行政委員会でわが党の議員も指摘をしておりますから深

くはやりませんが、私は、いわゆる憲法二十五条の理念に基づくいわゆる最低生活費ですね、つまり生活保護費の措置がやられていますが、少なく

ともその基準に照らしてこの課税最低限はどうい

う関係にあるのかという点は、きわめて私は重要

だというふうに思ひます。これは、京都は一級

地ですが、京都市内の標準四人構成で、三十五歳

の男子——日雇い労働者ですね、それから三十歳

の奥さん、九歳の男の小学生、四歳の女の子とい

う標準四人の構成の五十五年の生活保護額を年額

で見てみると、生活保護基準に基づくものが百

四十九万七十六円、教育扶助が一万六千六百八十八円、住宅扶助が三十二万四百円、基礎控除分が二十三万六千八百八十一円、それから期末の一時扶助の扶助料が三万八千円、これを合わせますと二百十萬二千三十六円になるんです。先ほど石原さんは、前年度所得に対する課税だからとおっしゃつていましたから、それで五十四年度同じ人について調べますと、同じように生活扶助基準に基くのが百三十七万二千八十九円、教育扶助は一万五千九百六十円、住宅扶助は二十九万四千円、基礎控除が二十一万九千九百六十円、期末の一時扶助は三万五千二百八十円、ですから合計しますと、百九十三万七千二百八十円になります。同様のやつで東京の何をいたしますと、住宅扶助の上限が――古い二種の住宅に入っている人は家賃安いです。すよね、新しいのは高いですから、ですからそれでいきますと、東京の場合ですと五十四年度は住宅扶助が月額三万一千七百円ということです。そういう状況ですから、年にいたしますと合計で二百二万三千六百八十九円ということですね、東京の場合で同じようなケース。こういう計算になるんですね。そうすると、いま百五十八万円何が少しですかかの最低基準からいいたら、生活保護をもらっている人の年収の方が多いわけですよ。生活保護を受けている人は御承知のようにこれは所得割は要らぬわけですからね。それが、生活保護をもらっていないでとにかく一生懸命働きながら苦労して四人家族で住んでおるの方には、収入は少なくても住民税の所得割は払わなければならぬ、こういう矛盾が起こってくるわね。この点は一体どういふようにお考えですか。

の課税最低限の計算をする場合と同じような意味での、いわば標準的な世帯構成の世帯で一級地の場合に百五十万五千円と、このように聞いております。それとの関連では、百五十八万四千円の今回の課税最低限は十分説明がつくといいましょうか、いわゆる生活保護基準に該当するような最低生活費には課税しないという住民税の立場といいましょうか、考え方は維持できていると、このように理解しております。

○神谷信之助君 標準でやつてもいかぬわけですね、実際に生活保護費をもらっているのは具体的な事実なんだから。だから厚生省の標準の中では、いまだおっしゃるところで言いますと、保護基準、生活扶助、教育扶助と住宅扶助とおっしゃつておりますが、そのほか基礎控除もあれば期末の一時扶助料もありますわね。それから住宅扶助にしましても、先ほどもちょっと言いましたが、これも人數によって違うでしょう。六人以内ですと最高限額が三万一千七百円ですか、東京都の場合で。京都の場合ですと二万六千七百円というように、それぞれで違いますからね。だから、少なくとも生活保護費をもらっている、それから憲法二十五条の理念に基づく最低生活の保障といえば、少なくともその基準ぐらいまでは住民税の所得割は払わなくていいようにしないと、片一方は、生活保護費を受けている人はそれ以上にもらっていても住民税を払わなくていいけれども、こっちは出さないかなど、こうなつているんですからね。この辺ひとつ大臣、これはしばしば議論になつてゐるわけですが、少なくとも國の所得税の課税最低限、少なくともそれとリンクさせると。あれはいま二百一万でしたかな、二百一十万五千円ぐらいであります。少なくともそこまでいくと、まあ若干の人はそれ以上の生活保護費をもらっている人が出るかもしれませんけれども、大体釣り合つようになつてくるのですね。

もらっている人、自分よりようけもらっている人は納めなくて、それより少ない収入しかないのに所得割は払わなきゃならぬと、こういう不合理が出ているんですね。この点の改善は、大臣、これからもひとつ大蔵省その他と折衝してもらつて、もう少し合理性の通るよう努めをしてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○國務大臣(後藤田正晴君) いざれにしましても、生活費の最低限ですか、それに食い込まないようになるということはこれは当然じやなからうかと、かように思います。そこで私どもとしては、前年課税であるというようなことを踏まえながら、五十四年度の生活保護基準とあわせまして、それを頭に置きながら今回百五十八万四千円に引き上げたわけです。ただ、いま神谷さんお読みになつた京都の例、あるいは東京の例から見ておかしいじやないかと、こういう御議論も出ようかと思います。私ども制度をつくるときには、どうしても厚生省のお決めになつてある基準といふものを参考にしてやらざるを得ないというようなことでござりますので、その点は御理解を願いたいと思います。

それからもう一つは、所得税の課税最低限と合わせると、こういう御主張があるんですね。これは一つの考え方なんです。ただこれは長いいろいろな経緯がございまして、私の記憶に間違いがないければ住民税の課税のやり方にたしか第一方式、第一方式といふ方がございましたね。第一方式のときにはたしか所得税と同じだったわけですね。それでその当時は、皆さん方の御主張はいまとは全く逆で、それはおかしいじやないかといふことだったんです。地方税は負担分担の精神が強いつのではないかと。所得税といふものは所得再配分の機能を重視しているというようなことで、やはり地方税の住民税と国税の所得税といふものには分離した物の考え方でやるべきといったようなことがございまして、同時にまた、当時は地方財政が大変窮屈をしておったといったようなこともあります。あって、所得税の中から地方の住民税の方によ

そういうようななこ
考へてゐるのは、な
一緒にするというの
かし他面、いままで
まして今日のような
住民税というもの
は、いまの制度の方
だ、その際に課税最
んだといったような
やはり生活の水準の
民税の納稅義務者の
村なり府県の財政状
少し幅広い視点を踏
活費の最低水準には
いうようなことを踏
うものは検討をすべ
かよう考へており

○神谷信之助君　所得割の方は、私は負担分任論ではないと思うのですよ。応能主義にいかないかね。だから片っ方は均等割があるんですからね。ですから、その点では負担分任論はこれは成り立たない、そういう点が一つと、それから、やっぱり所得に応じて所得割の住民負担をするわけですから、この点では国税の所得税が免除されている者について住民税を賦課するというのは、これも行き過ぎになると思います。この辺のやはり統一意見だけ申し上げておきますが、この辺の改善を

せという強い要求をいたしまして、ようやくのことに三十七年に府県民税が今日のような制度になつた。そのときも段階税率について、市町村民税と府県税とそれから所得税とこう三つ合わせまして、それは納税する人は同じなんですからという理屈でしよう、そこでいまのような税率になつたわけです。そして三十九年にたしか現行税制のようになつたと、まあいろいろこういった経緯があるわけでござります。

そういうようなことで、いま私どもが基本的に考えているのは、なるほど所得税と課税最低限と一緒にするというのは確かに一つなんですね。しかし他面、今までのそういう長い変遷を考えまして今日のような制度になつておる。私はやはり住民税というものは、物の考え方、制度としては、いまの制度の方がいいんじやうか。ただ、その際に課税最低限を幾らに押さえたらいいんだといったようなことにつきましては、これはやはり生活の水準の問題であるとか、あるいは住民税の納税義務者の数がどうなる、あるいは市町村なり府県の財政状況がどうだといったような、少し幅広い観点を踏まえながら、しかし基本は生活費の最低水準には食い込んでやうが悪いといふようなことを踏まえながら、毎年毎年こういうものは検討をすべき筋合いのものであるうと、かよう前に考えておりますので、その点御理解を賜りたいと思います。

ひとつ努力してもらいたいと思います。

次の問題に移りますが、不動産取得税の問題です。これも先ほどからしばしば議論になつていま
すが、石原局長、この六十日以内の申告者に限定
をした理由ですね。これはもう長々とは要りませ
ん。一つはこの点、二つはこの点というように、
簡明に言つてもらえませんか。

○政府委員(石原信雄君) 課税関係の適正化を期
するという意味で、今回新築住宅について一定の
要件を設定したことと関連して、申告制度を導入
したわけであります。これは一定の要件に該当す
る者が特例措置を受けられるということとの関連
で、その特例措置の資格のある方から申告してい
ただくということがどうしても必要だと、こうい
うことで制度を設けたわけでございます。

それから、その場合に六十日とした理由は、こ
れを余り長くすればかえって課税関係が不確定な
状態が長く続くという点で好ましくない。申告し
ていただく以上はなるべく早くしていただきとい
うことの方が、課税当局の立場だけでなしに、納
税者の方にとつてもその方がいいんじゃないか
と、こういうことで六十日としたわけであります。

なお、六十日という日をそのようにしたのは、
もちろんこういった申告制度における他の事例な
ども勘案して決めた次第でございます。

○神谷信之助君 それでは現行の申告制度の法律
上のたてまえは一体どうなっているかという点で
すが、これはもう御承知のように、七十三条の十
八の一項ですか、「条例の定めるところによつ
て」「申告し、又は報告しなければならない。」
それから七十三条の二十では、「正当な事由がな
くて申告又は報告をしなかつた場合においては、
その者に対し、当該道府県の条例で三万円以下の
過料を科する旨の規定を設けることができる。」
と。ですから、現行ではちゃんと申告を義務づけ
て、もし申告をしなかつた場合、もちろん正当な
理由なしにですよ、申告または報告をしなかつた
場合には過料を科すと、そういう罰則規定までつ
らない」と、こうなつてゐるんです。ところが現実

けている。現実に、実態はどうなんですか。実行
されているんですか。

○政府委員(石原信雄君) ただいまお示しの、不
動産を取得した場合に条例で定める期限内に申告
していただくという制度、これについては、率直
に申しまして、その施行の状況というのは必ずし
も十分でないと、このよう聞いております。

○神谷信之助君 実態はどうですか。たとえば不
動産を取得して後、実際にその当該府県がその
ことをキャッチをして、そして申告をするように
指導して、そして税額を決定して納税義務者に通
知をするというのをどのぐらいかかるですか。

○政府委員(矢野浩一郎君) 先ほど御指摘のよう
に、七十三条の十八によりまして、不動産の取得
の事実を申告しなきやならぬということになつて
いるわけでございますが、局長がお答え申し上げ
ましたようにこれについては必ずしも施行の状況
は十分ではございません。

で、現実の課税がどの程度かかつておるかとい
うことは、これは地域、府県によつてかなり違う
ようございますが、局長がお答え申し上げ
ましたようにこれについては必ずしも施行の状況
は七十三条の十八の第三項です。そういうふうに
なつてゐるでしよう。だから、この法律の規定ど
おりいけば、法務局でキャッチをしてから市町村
長から府県に入るには大体二十日以内にわかる
と、こうなつていています。ところが実際はどうかと
いいますと、まあ半年ぐらいおくれていてるんで
す。法務局に登記をして、そして京都府に入つて
くるのが約半年ぐらいかかる。それでは余りにも
かかり過ぎますから、実際はどうしているかとい
うと、府の税務職員が登記所に行つて閲覧をし
て、そこからピックアップしてあるわけですよ。
ところが、登記所は、登記したらすぐ閲覧できる
んじやなしに、大体早く一ヶ月、通常一ヶ月半
から二ヶ月たたないとじ込みが終わらない。そ
れまで見せない、散逸しますから。だから、申
告があつて少なくとも一ヶ月、遅ければ二ヶ月ぐ
らいかからないと、府県は不動産を取得をしたと
いう事実をつかむことができない。これがいまの
仕事の実態ですよ。それ、どうやって早くできる
か、六十日以内に。私は、そういう事実をあなた
方は実際に実態調査されたのか疑問に思つんです
よ。まさに机上の空論で、現行法でも二十日あ
たらできるんだからと、二十日以内に。ずっと回
れば。だから六十日あれば十分できるだろうとい
うようにお考へになつてもそらはいかぬ。不動産
を取得をする者は、そんな登記なんか自分でや
りませんからね。まあ中にやる人があつても、実際
ほとんど業者が代行してやつていますよ。

○神谷信之助君 かなりつて、どのぐらいです
か。

○政府委員(矢野浩一郎君) これはいろいろござ
いますが、非常に長いものになりますと一年近く
かかるというようなものもあると聞いておりま
す。すべてであるかどうかは存じませんけれど
も。

○神谷信之助君 私は、京都府でずっと聞いてみ
ましたら、こうなつてゐるんですね。

不動産を取得した者は登記所へ登記する。そうす
ると、それについては税法の三百八十二条规定で
「十日以内に」「市町村長に通知しなければなら
ない」と、こうなつてゐるんです。ところが現実

には、御承知のように登記所はどんどん人を減ら
されていますからね。登記あつたやつを十日以内
に通知なんかできやせぬ。だから、これが物すご
くおくれてきます。そうして、市町村の長はそれ
を受けたらどうするかというと、「自ら不動産の
取得の事実を発見した場合」——だから通知をも
らって発見するわけですね。市町村長は、「発見

した場合においては、その日から十日以内に当該
申告書若しくは報告書を道府県知事に送付し、又
は当該取得の事実を通知するものとする。」これ
は七十三条の十八の第三項です。そういうふうに
なつてゐるでしよう。だから、この法律の規定ど
おりいけば、法務局でキャッチをしてから市町村
長から府県に入るには大体二十日以内にわかる
と、こうなつていています。ところが実際はどうかと
いいますと、まあ半年ぐらいおくれていてるんで
す。法務局に登記をして、そして京都府に入つて
くるのが約半年ぐらいかかる。それでは余りにも
かかり過ぎますから、実際はどうしているかとい
うと、府の税務職員が登記所に行つて閲覧をし
て、そこからピックアップしてあるわけですよ。
ところが、登記所は、登記したらすぐ閲覧できる
んじやなしに、大体早く一ヶ月、通常一ヶ月半
から二ヶ月たたないとじ込みが終わらない。そ
れまで見せない、散逸しますから。だから、申
告があつて少なくとも一ヶ月、遅ければ二ヶ月ぐ
らいかからないと、府県は不動産を取得をしたと
いう事実をつかむことができない。これがいまの
仕事の実態ですよ。それ、どうやって早くできる
か、六十日以内に。私は、そういう事実をあなた
方は実際に実態調査されたのか疑問に思つんです
よ。まさに机上の空論で、現行法でも二十日あ
たらできるんだからと、二十日以内に。ずっと回
れば。だから六十日あれば十分できるだろうとい
うようにお考へになつてもそらはいかぬ。不動産
を取得をする者は、そんな登記なんか自分でや
りませんからね。まあ中にやる人があつても、実際
ほとんど業者が代行してやつていますよ。

○政府委員(石原信雄君) 確かに御指摘のよう
に、現在登記所が非常に込んでおりまして、登記
関係の事務が相当おくれぎみであるということは
私ども聞いております。ただ、申告の期限六十日
というものは、これは登記所に關係なしに、不動産
を取得した本人が市町村を経由して都道府県に申
告していただけないわけですから、登記所の方
が込んでいてこちらは別途にやつていただくな
けですから、登記所が込んでいるがゆえにこちら
の方がとても六十日以内でできないということは
ないのではないかと思ひます。こちらの都道府県
の方の事務については、なるべく納税者の便宜を
図つて簡単に手続が済むように、これからよく指
導してまいりたいと、このように思います。

○政府委員(石原信雄君) 実態を知つてゐるんです
か。不動産を取得した者をどうやって府県はキャッチす
るんですか。取得した人は、これは毎年やつたり
毎月やつたりする行為と違いますから、一生に一
回あるかないかの人が圧倒的に多いですよ。だか
ら、あなたの方がいかにいろいろなところの新聞
に広告したりいろいろPRしようが、自分はいま
不動産を取得する気がない、あるいはできさうも
ないという人は全然関係ないですからね。関心も
示さない。そして、いざ自分が取得をするとい
うときには、もうそんなことは頭にないです。だれ
が教えてくれるんですか。六十日以内に申告しな
いと損しますよとだれが言ってくれるんですか。
しようがないじゃないですか。

○政府委員(石原信雄君) 従来は、本人からの申
告が励行されていなかつたと、いうこともありま
して、先ほど先生からも御指摘がありましたよう
に、実際に不動産の取得を把握しているのは登記

所の登記簿によつてその事実を発見して捕捉しているということあります。今回、特例措置を受けられる本人から、市町村を経由して都道府県に對して申告していただくわけですから、從来よりも捕捉が早く確実になるのではないか、このよう思つています。

○神谷信之助君 そしたら、市町村の方は、不動産の取得を、土地を取得したか家を建てたか、しょつちゅうずっと見て回るわけですか。本人が申告しなかつたらだめだといつても、申告したらもうかるということがわかれればそれは申告しますよ。わからぬのだから。そしたらこっちは探さないかぬじやないですか。

○政府委員(石原信雄君) したがいまして、先ほど申し上げておりますように、今回こういうような制度になり、申告していただけば不動産取得税が軽減されるということ、これ本人にとっては大変な特典でありますから、こういった優遇措置があるということを十分PRして、家を建てる方には知つていただくよう努力したいといつよくに申し上げている次第でございます。

○神谷信之助君 どうやつて知らせるんですか。不特定でしょ、特定できないでしょ、PRする対象が。どうやつて特定するんですか。

○政府委員(石原信雄君) もちろん一般的な都道府県や市町村の広報手段を通じて徹底するほかに、多くの場合、これは家庭の新築をされる方は業者に頼むわけですから、不動産業者等に対し、建築主にこれを徹底していただくよお願いをするということが中心になると思います。

○神谷信之助君 そうでしょう。業者を通じて建築主に言つてもらうんです。あるいは土地の取得者に言つてもらうと、どうなるんですね。しかし、これは業者には義務がないんです。知らなかつたらどうするんです。業者が、ああそれ言うのを忘れてましたといつて教えなかつた。どうしますか。責任持りますか。

○政府委員(石原信雄君) まあ課税関係全般がそうでございますが、本人のためにこのよだな優遇

措置がありますということを、私どもとしてはあらゆる手段を通じて本人に知つていただきよう努めます。それにもかかわらず本人が知らなかつた場合どうするかと言われても、これはそこまで別に罰するわけにいきませんし、これはその努力をあらゆる手段を通じてするという以外に方法はないと思います。業者の方にももちろんこれはあくまで協力を依頼するということでございます。これは實際の広報手段ができるだけ実態に沿うように工夫していくしかないんじゃないかと、このように思います。

○神谷信之助君 だからね、現行でも申告の義務があり、申告を怠れば罰則まである。しかし現実には、条例で定められた——五日から三十日ぐらいの期限で申告しなければならないことになつてますね、条例は。大体全体として。それを三十日、一番長い三十日以内に申告をされたもののはほとんどない。だから、すぐ罰則か、そらはいかないだろ。ですから国民の権利を守るといふことで、府県の方は、たとえばそういう登記所へ行って調べてきて、そうして取得した人があればその人に通知をして、そして申告をしなさいよという指導をするわけ。それで、それを受けて、わかりましたというて申告してくれるのは大体七割から八割です。それでも申告しない人もあります。その業者はそれこそたくさんおるんですからね、いま公認された業者もあればやみの業者もいますよ。どうやるんですか。

○神谷信之助君 それで、もしそうやっておくれた場合は、結局は總則の二十条を使って、「やむを得ない理由」という場合で、これできるだけ適用するようになりますと、こうおっしゃる。全部に適用するのなら何も六十日以内に限定する必要はない、現行のままでも六十日以内に限定する必要はない、現行のままで何がいいのか。今までよかつたじやないか。わざわざ何で限定せないかぬのか。その理屈はちつともないじやないですか。私は、あなた方が実際に、それぞれの県税事務所や府税事務所でこの仕事をどういうようになつてやつて、落ち度は納税通知書が行く。それを見て、ああこれはえらいこつちや、何でこんなに要るのやといつよくな相談があつて、それは申告制度がありますとあります。それで、出ないのですから今後から還付をする。京都の場合、大体一万件のうち約千件近く還付をする人がいる。だから一割近くの人が、一たんは税金を納めていて、後からその制度を知つて、教えてもらつて還付をするとい

うようにして、そういう納税者に不利益にならな

現場ではみんなもう大変だと言つているんです

いような措置を現実にやつておるんですよ。こういう減額措置が適用できるよう、納税者を保護する立場から、いま各県でやつております。

それを、六十日以内と今度限定をして、その限定了るものだけ適用するということになつてきますと、これは猶予期間三ヶ月置きますとか、いろいろ周知徹底しますとかおつしやるけれども、現に法律がもう確定をすれば、そういう規定があるのに半年たつてから言つてきました、ちょっと余りおくれていますねということになつてしまふ。

そこで、窓口ではどういうことになるのか。いや法律でそう決まつているんですから、あなたはだ

めですと言わんならぬでしょ。それに対する苦情に対応せないかぬのです、現場は。大変な労働過重ですよ。それを周知徹底をする。これにも金

法律でそう決まつているんですから、あなたはだめですと言わんならぬでしょ。それに対する苦

情でありますね。だからこれがまた大変でしょ。そこで、窓口ではどういうことになるのか。いや法律でそう決まつているんですから、あなたはだめですと言わんならぬでしょ。それに対する苦

いつたようなことをやれば、なるほど私も組合の方がこの点についていろいろな意見があるということは承知しておりますけれども、ますますこの程度の一ヶ月の余裕を置き、同時にまた若干のゆとりもつくった上で実施をするということであれば、六十日ということで申告期限を決めて、納税額を確定するという意味合いにおいて実施がよくいくのではないかと、私はさように考えておるのです。ただ、いろいろ御意見はよく承つて、今後ともそういう点についての、何といままでか、第一線での間違い、混亂、こういったことのないように注意をしてまいりたいと、かように考えます。

○神谷信之助君 恩典があるんですから——それは恩典があるということがわかれればそれでも喜んでしましますよ。問題は、わからぬのです、恩典があることを。一般的の国民は、きょう宣伝を幾らしても、自分がいま当分家を買つもりはないし土地を買つもりがなかつたら、全然そんなもの気にもとめないでしよう。そうするとこの宣伝といふのは、もう日常不斷にというか、もうショッちゅうやらないかね、周知徹底を。取得者というのは三年先、五年先ずっと出てくるんですよ。それはたびたびの経験者というのはきわめて少ない。普通の、まあわれわれがそうだけれども、一生かけて一回、あるいは親子三代の家というぐらいのもありますからね、いま。それぐらいになつてきているんですからね。不動産を取得する機会といふのはそんなにあるものでない。だから恩典をそなづかしておきます。

それで、もし仮にこれを実施して、一人でもこないうことが起つたらどうするんですか。局長、どういう措置をとるんですか。六十日を超えて気がついて、一年たとうが一年半たとうが気がついて申告してきたら、ちゃんとそりやう減額の措置ができるようになりますか。

○政府委員(石原信雄君) 先ほど申し上げてお

りますように、新築住宅につきまして、一定の要件に合致するものについて軽減の特例を認めるところは、いま行政経費の元費を節約せよというときには、わざわざこれの宣伝をよちゅうやらない。むだなP-R費を使わなならぬ。あるいは業者を集めて、そして、いろいろまた資料を持っていて配らなきいかね、まさに冗費ですよ。現行でどうもないじやないですか、どんな不便が起るのか。税の確定を早くしたいと。それならば早くできるようにしたらしい。登記所の

人手をどんどん減らすようなことをしないで、どんなん家が建つよなところについてはちゃんと必要な人員を置いて、そして登記簿の閲覧が早くできるようすれば早くキヤッチできます。そして、その当該恩典を受けた人に、こういふ恩典がありますよということを知らす。そうすればすぐやつてくれるでしょう。そういうふうに私はしていま一ヵ月ぐらい待たぬとじ込みができぬ、閲覧ができるねといふ状態。そして六十日以内にせよと。取得をする人は特定できない、取得してから初めて特定できる。しかも先ほどの話のように、取得した日というのは、家が建つて、そこへ移つて住むという状態になったときからやと。それはもう買ったとき、契約したときは住んでいますわ。家移つたらもういろいろ忙しいですからね。

だからいろいろなこと話を聞いていても何かわからぬ、あるいは教えてもらえなかつたらもうさつぱりわからぬと、こうなつちやう。だから、私はもう明らかにこれは改悪だという点を強く指摘をしておきます。

○神谷信之助君 私は、これがせつかく提案をされでいるけれども、大臣、一遍検討してね、この六十日以内に限定をしている部分については削除をすることを回避するように指導をしてまいりたいと、このように考えております。

○神谷信之助君 私は、これがせつかく提案をされでいるならば、来年にはもう改正してもらうといふことを考へざるを得ないだらうし、また自治体が考へざるを得ない状況になるだらうと思う。もう一つ同時に改善をする点で指摘をしておきたいのは、控除額の問題です。この税ができる、昭和二十九年に控除額が百万円から出発して、三十九年が百五十万円、四十八年に二百三十万円、五十年になつて三百五十万円。これは新築、家の方ですね。これは控除額が五十一年に三百五十五万円にやつとなつたんですよ。御承知のように、昭和二十九年に控除額が百万円から出発して、三十九年が百五十万円、四十八年に二百三十万円、五十年になつて三百五十万円。これは新築、家の方ですね。これは控除額が五十一年に三百五十五万円にやつとなつたんですよ。御承知のように、

うことは、非常に高くなつてゐるでしよう。ところが、一方では、住民税の長期譲渡所得です。それに比べると控除額がべらぼうに低いんですよ。あれによる分離課税分についての軽減措置がありますわね。去年あれは二千万円から四千万円に上げたでしよう。だから、大企業なんかが土地

買い占めして、そして調整地域に入つてじつと売るに売れぬで持つておるやつについての、そういう

徴税が、この制度が存在する以上はそのような周知徹底の努力は今後とも続けていかなければいけないと思います。そのためには、単に自治体自身の広報手段だけじゃなしに、関係業界などの協力もいたかなければいけないと思います。

それで、不幸にして忘れてしまつたと、申告期限を過ぎてしまつたという方が出た場合には、私は、この制度が定着するまでの間は、先ほど申し上げておりますように、現在の地方税法の規定、あるいは各都道府県の条例の規定によりまして、この制度の実施等に伴う制度が定着するまでの間の扱いとしては、本人に対応をすべき事由があるということを教済していただくように、課税団体を適切に指導していただきたい。そのことによって混乱を回避するように指導をしてまいりたいと、このように考えております。

○神谷信之助君 私は、これがせつかく提案をされでいるけれども、大臣、一遍検討してね、この六十日以内に限定をしている部分については削除をすることを回避するように指導をしておきたいと、このように考えております。

○政府委員(石原信雄君) 控除額三百五十万円の件でござりますが、前回五十一年度に三百五十万円に引き上げ、今回三百五十万円を変えなかつたのは、固定資産の家屋の評価基準の上昇率が前回よりも低かつたという事情もあります。もちろん

また、地方財源の確保という問題意識が働いたことで据え置いたわけであります。最近になつては、固定資産の家屋の評価基準の上昇率が前回三十分から三百五十万円に引き上げたときに比べますと、この固定資産の評価基準における家屋の評価水準の上昇幅が比較的今回は少なかつたということを考へざるを得ないだらうし、また自治

体が考へざるを得ない状況になるだらうと思う。もう一つ同時に改善をする点で指摘をしておきたいのは、控除額の問題です。この税ができる、昭和二十九年に控除額が百万円から出発して、三十九年が百五十万円、四十八年に二百三十万円、五十年になつて三百五十万円。これは新築、家の方ですね。これは控除額が五十一年に三百五十五万円にやつとなつたんですよ。御承知のように、

う土地を何とか他に渡す。公共用地に渡すとかいろいろやつた場合に税の恩典を受けるというのは二千万円から四千万円にボーナーと去年でも倍に引き上げた。それから庶民の自分の住む家の建築費ですが、これは五十一年三百五十万円控除することになつてから動いてない。だから、大企業優遇で金持ちを大事にするけれども、勤労国民はほつたらかしやというのが、これ一つの例です。

ですから、この点もひとつ検討してもらつて、来年度には先ほど言つた問題、六十日の問題と控除額の改善措置、これを含めて検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

○神谷信之助君 出発点の百万円が少な過ぎるんですよ、もともと。だから後、いまの固定資産税のあれは建築費ですか、固定資産税率の対象のなにがそろふえてないからとかどうとかいう理屈になつてしまふ。もともとが低過ぎるんですよ。ですから、固定資産税三年ごとに見直しやつてある

んですからね。片一方は見直しされて上がつてく
るわけですから、だから、その点を含めてこの控
除について検討してもらいたいという点を申し上
げておきます。

時間がありませんからその次に行きますが、次

は、農業所得標準に関する問題です。これは四十

年の七月ですが、の自治省の通達で、農業所得に
対する住民税の課税について課税標準方式
をとるような通達を出されて、それに基づいてい
ま県、市町村はこの農業所得の捕捉、またそれに
ですか。

○政府委員(石原信雄君) 地方税法第三百五十五条
の規定によりまして、住民税の課税標準である所
得につきましては、まず所得税の課税対象者につ
いては所得税の方の課税総所得金額等を使つとい
うことになつております。それからそれ以外の、
所得税の課税対象にならない人の所得につきまし
ては、第三百十五条の第二号で、市町村がそれぞ
れ所得の把握をするということになつております。

その場合に、どのようにして所得の把握をする
か、所得の計算をするかということであります
○神谷信之助君 小いや、もう法律だけでいい
い。根拠法はどれですか。

○政府委員(石原信雄君) 根拠は、この三百十五
条第二号でございます。

○神谷信之助君 それは、「その者が前号の申告
書を提出せず、かつ、政府が同号の決定をしない
場合においては、自ら調査し」という部分です
か。

○政府委員(石原信雄君) さようでございます。
○神谷信之助君 ところが実際にはどうなんですか。
三月十五日が申告の期限なんです。それじ
や、この調査は三月十五日以後にやられているか
どうと、違うでしょ。所得標準の計算はもう

それまでにやつて、それに基づいて各農業所得者
に役場から通知を出して、そして、あんたこれに
基づいて、たとえば一アール当たり米なら幾らと
か、そしてその收入は幾らです。経費を引いた所
得はこれです。それにあんたの面積を掛けて、そ
して申告をしなさいという通知が出ているじゃな
いですか。ですから、申告をする前に所得標準を
つくつて、後、自分がそれに基づいて計算をして
申告する、こういうことが事実行わられておるのと
違いますか。

○政府委員(石原信雄君) 所得税の申告義務があ
るかないかというの、やつてみなきやわから
ぬ。それから、してから後で所得税の申告義務が
ないということになつてから市町村の方で計算す
るというのでは間に合いませんので、実際上は、
所得税の対象にならないような人については、い
わば並行してこの農業所得標準による計算をして
いただいているというのが実態でございます。
○神谷信之助君 そういう実態は、ご存じとされ
ば、それはいいんですか。そういうやり方でいい
んですか。

○政府委員(石原信雄君) 課税の申告の実態から
しますと、所得税関係が全部済んでからでないと
地方税関係が全然できないというのでは非常に課
税事務がおくれてしましますから、ある程度見込
みを立てて、所得税の方の課税対象にならない人
については住民税独自の立場で並行してやってい
ただくというのは、これはやむを得ないことだと
思います。

○神谷信之助君 たとえば、いまここに、福知山
市の市民部税務課から、「農業所得者殿」というこ
とで、「五十四年分農業所得ならびに副業所得の
申告について」という文書があります。これによ
りますと、たとえば、普通畑自家用野菜、これは
一アール当たり六千七百円。そしてあとは、自分
との基本のアール、何アールと書いて、そし
てそれを掛け算をして所得金額を書いて、というよ
うに、全部書いてあるんですよ。だから納税者
は、この示された金額に基づいて自分で計算をし

て、そして自分が申告したことになる。こういう
ようになつています。全部、京都府下すつといろ
いろ調べてみますと、ある町では、自分で計算を
して役場へ持つていった。したらこれはあきま
して申告をしなさいという通知が出ているじゃな
いですか。ですから、申告をする前に所得標準を
つくつて、後、自分がそれに基づいて計算をして
申告する、こういうことが事実行わられておるのと
違いますか。

○政府委員(石原信雄君) 所得税の申告義務があ
るかないかというの、やつてみなきやわから
ぬ。それから、してから後で所得税の申告義務が
ないということになつてから市町村の方で計算す
るというのでは間に合いませんので、実際上は、
所得税の対象にならないような人については、い
わば並行してこの農業所得標準による計算をして
いただいているというのが実態でございます。
○神谷信之助君 そういう実態は、ご存じとされ
ば、それはいいんですか。そういうやり方でいい
んですか。

○政府委員(石原信雄君) 課税の申告の実態から
しますと、所得税関係が全部済んでからでないと
地方税関係が全然できないというのでは非常に課
税事務がおくれてしましますから、ある程度見込
みを立てて、所得税の方の課税対象にならない人
については住民税独自の立場で並行してやってい
ただくというのは、これはやむを得ないことだと
思います。

○神谷信之助君 たとえば、いまここに、福知山
市の市民部税務課から、「農業所得者殿」というこ
とで、「五十四年分農業所得ならびに副業所得の
申告について」という文書があります。これによ
りますと、たとえば、普通畑自家用野菜、これは
一アール当たり六千七百円。そしてあとは、自分
との基本のアール、何アールと書いて、そし
てそれを掛け算をして所得金額を書いて、というよ
うに、全部書いてあるんですよ。だから納税者
は、この示された金額に基づいて自分で計算をし

て、そして自分が申告したことになる。こういう
ようになつています。全部、京都府下すつといろ
いろ調べてみますと、ある町では、自分で計算を
して役場へ持つていった。したらこれはあきま
して申告をしなさいといふ通知が出ているじゃな
いですか。ですから、申告をする前に所得標準を
つくつて、後、自分がそれに基づいて計算をして
申告する、こういうことが事実行わられておるのと
違いますか。

○政府委員(石原信雄君) 所得税の申告義務があ
るかないかというの、やつてみなきやわから
ぬ。ところが、便宜上の措置が実際には、その農
業所得者に対して、あなたのところはこれだけ、
あと面積掛けなさいと、そういうシステム。ある
ことは勤労所得で、これは控除されるべきでしょ
う。これを農業所得の中だ、ある町では入れてます
よ。それで、これはおかしいじやないかと役場に
申告しないと。これなんかひどいでしょ。これ
は勤労所得で、これは控除されるべきでしょ
う。これを農業所得の中だ、ある町では入れてます
よ。それで、これはおかしいじやないかと役場に
申告しないと。これは京都府からそうせいという話
ですと、こう言う。京都府に行って、なんでそん
なことをするのやと、これはいま自主申告がた
てまえでしょ。戦前とは違うんだから。だから
自主申告がたまえじゃないかと、こう言います
と、それは自治省からの指導でこうしてますと言
う。だから、自治省の指導でそういうようによ
う。だから計算をさせない。自分らで決めた所得標準
を押しつけて、そしてそれで申告をさせる。こん
なのは自主申告じゃないですよ。強制申告だ。ま
さに昔の、戦前の納税方式、賦課方式です。賦課
課税方式でしょ。そういう実態になつておるの
を御存じですか。

○政府委員(石原信雄君) いまの、そういう実
態はいま承つたわけありますが、もともとこの
農業所得標準による所得の計算というのは、あく
までこれは便宜の手段であります。本来所得の計
算は、個人個人につきまして、その支出と収入と
をそれぞれ積み上げてどれだけの所得があるかと
いう計算をして本人が申告をしていただくとい
うのがたてまえであります。ただ、農家の場合は
は、一つの標準計算方式によって行なうことが、納
稅者の方にも、また課税当局にも便利だというこ
とで、いわば両者の合意のもとにこの標準計算方
式をやつていただいておるわけです。したがいま
して、納稅者の方が、自分は運うと、こういったた
く。役場から言うときは、ああそうですか

と、こうなる。これは重大な問題だというようにも思ふんです。

思うんです。
それからもう一つ申し上げますが、この農業所得を計算をする基礎に、御承知のように各府県でそれぞれ抽出して、それぞれの産地の収入と支出を見て抽出した転記をつくって、それを基準にして出しますわね、農業所得の標準所得を。そうすると、たとえば大豆なら大豆、これでやりますと、大豆の生産地、そのところを十軒なら十軒抽出して上下抜いて真ん中の八軒を平均して大体計算するらしいですけれども、これでこの所得標準が出る。ところが、転作で大豆をやり出したところは、これが転作大豆でやりましたら、もう圧倒的多数、八割まで規格外ですよね。だから農業標準所得の収入とはもう比較にならぬ。十アール当たり年間は八千四十九円しかならないのに、所得標準で二千七十一円と、こういう不合理がでますと三万二千七十一円と、見てくるんですよ。だから、転作地なんかの条件性を見ないで、もうすっときていますからね、計算が。こういうような、実際の所得を把握することにもならない、そういう問題が、私、京都で調査をしてみると出てきます。

幸い農民の中に、そういう自主申告権というふうのを知つて、そうしてみずからいろいろ調べる人があつたからそういうことが明らかになってきました。そういう権利に目覚めていないところでは、全国的にはもうあたりまえになつてきているでしょう。私は、自治省はこの点をやっぱり、農業所得者に自主申告の権利、特に戦前の賦課課税方式から自主申告方式に変わってきたこの民主的な税制の方向に向けて、一面では指導しながら、それは一面では援助せないかぬでしよう。しかし、援助は自安であって、相談があれば相談に応じておげるということであって、それを送りつけて、強制してそれで計算しなさいと、それに基づいて課税するというのはもつてのほかです。この点いか

୧୦

○政府委員(石原信雄君) 農業所得標準は、先ほ
ど来申し上げておりますように、農業所得の計算
上の一つの便法としてこういった方法をとつてい
るわけです。その背景には、農家は一般に記帳の
慣行がない。いろんな収入や支出についての記帳
をしておられない農家が多いというようなことか
ら、課税団体と農業団体とが話し合つて、両方の
理解の上に農業所得標準というものをつくってや
つてあるわけであります。したがいまして、先ほ
ども申し上げましたように、もしきちつと記帳し
てはつきり経費その他立証できる方は、それに基
づいて申告されるならばそれは否認できない。そ
れが本来の姿でありますから。あくまでそういう
ものであるというふうに私どもも理解しております。
これからこの課税の指導に当たりましても、
当然この農業所得標準というものが各地域の実情
に合つたものでなきやならない。農業団体等の十
分な理解のもとに内容が決められなきやならな
い。そりしない限りはこれによる課税が円滑にい
かないわけですから、そういうた指導は今後とも
一層徹底してまいりたいと思います。
○神谷信之助君 ちょっともう一つはつきりせぬ
のですがね。農業所得標準というのはあくまでも
目安でしょう。ですから、それをもとに各農業所
得者に対して市役所なり町役場から、あんたのよ
ころはこれに掛ける面積ですよというような指導
をするというのは、それ自身がいいんですかとい
うんですよ。やっぱり相談に来てもらう。だが、
記帳がない。どうやと言つたら、この地域の大体
の目安はこうなんやと。あんたのところはどうな
んやと聞いて、そうして、それやつたらこういう
点を考えてやりなさいと言うて、いろいろ援助す
ることは必要ですよ。しかし、それをやらなない
で、標準はこうだから、あんたのところは掛ける
その面積を書きなさい、それに基づいて税金掛け
ますよと。これでは自主申告じやないといふんで
すよ。目安というものは自分が持つてゐるんです。

相談に來たが、ある時は咲が出てきて、その申

告と自分の目安とでえらい違いがあるという場合には、一体どうなっているんだといろいろ調査をして、更正したり決定したりするわけでしょう。そのための資料です。これはもう最高裁の判例でもちゃんと出している、そやと言うて。その点はつくりしてくださいよ。

○政府委員(石原信雄君) 農業所得標準というのは、あくまで申告していただく場合の所得計算の一つのスタンダードでございますから、それによつて申告してきた場合には課税当局はそれで受け取つていく。しかし特定の方が、先ほど例を挙げられたように、別途ちゃんと記帳をして立証するものを持っておられる方がそれに基づいて申告してこられればそれは否認できない。そちらの方が原則なのでありますからそちらでいくと、そういう性格のものだと思います。

○神谷信之助君 違うでしよう。まず申告が原則ですよ。申告をしてもらうための一記帳をしてない、そういう慣行があるから、一体どう見たら見えのやうな相談があればそこでお話しをする。役場で計算した標準所得はこうやから、だからこれに基づいて書きなさい、そのとおり書いてきたらよろしい。違うものを持つてきたときは、立証するものを持つてこいと、そんなことと違ひでしよう、自主申告というのは。自主申告というのは自分で計算をして出すんですよ。それに對して税務署の方がおかしいなと思つたら目安に基づいて比較したりして、調査をしたりなんかして、事情聴取したりして、そうしてその上で更正決定するわけでしよう。だから申告するのがあたりまえなんです。ただ、申告をする人が援助を求めてきた場合に、その目安に基づいていろいろ援助するということはある。その目安をもうそのまま送りつけて、これに掛ける面積を書きなさいというのは強制だと言つているんですよ。これは自主じゃない。違いますか。そんなことしてええというのは法律のどこに書いてありますか。

○政府委員(石原信雄君) 申告制度の本質からす

ます。ただ課税の実際は、課税側、納税者側、両方の便宜から、農業所得標準によつて大体こうなりますということで申告していただいている、そのため市町村当局が何も示さずに、申告しなさいと。で、相談に来た人だけ農業所得標準を示してやるというのでは、かえってこれは実態に合わないだろうと思うんです。一般の農家の方は記帳もされない方が多いわけですし、むしろ課税当局の方から、まあ便法としてのこの農業所得標準による額を、あなたのところはこうなりますよと言つてやつた。大部分の農家はその方が便利だと感じていると思うのですから、その農業所得標準によつて申告していただいているといういまの実態が、課税の第一線の便宜といいましょうか、これでは課税当局だけでなしに、申告者の側からもそれが最も便的なものとして受け入れられていると思うのであります。しかし、それはあくまで便宜の手段でございますから、本来の申告をされる方はもちろんそれに応じていかなきゃいけないと、そういうもののじゃないかと思ひます。

やない、強制申告だ。強制申告をしてよろしいと
どこにありますか。

私は、その点をはつきり指導してもらわない
と、国民の財産権に対する侵害について、これは
最高裁の判例にも引用していますけれども、ヨー
ロッパで長い間闘争の結果、それに対する侵害に
ついて担保するために租税法律主義ができる
わけでしょう。そして戦後われわれの日本もそ
ういうことになってしまっている。自主申告制度が確立
された。だから、この最高裁の判例でもそうです
よ。その点で國家公務員の大坂の国税庁のなにが
無罪になってしまっているでしょう。だから、最高裁で確
立した法理からいっても、それに基づいて掛け
て――先ほど言つたある町では、役場の方で親切
にしてあげて、それでその上であんた何ぼです
と。余り変わらぬですよ、自分で計算さすが役場
で計算するだけの話や。それで形式的に自主申告
の形だけとつておる。こんなインチキはないでし
ょ。この点ひとつ指導をちゃんと改善をしても
らいたいと思いますが、いかがですか、あきませ
んか。

○政府委員(石原信雄君) 先ほど来申し上げてお
りますようだ、この農業所得標準による申告とい
うのは、一般の農家が、率直に申しまして税制に
余りなれておられない。したがつて、申告制度の
たてまえ論、筋論からいふと、先生のおっしゃる
とおりすべての人がます申告する。そうして困つ
た人に、農業所得標準によつてやる方法がありま
すよと言つて教えてやるというのがまあ一つの理
想論かもしれませんけれども、農村地帯における
実態は、各農家とも全然記帳もしておりません
し、そう言つてもようわからぬというので、こ
の長い間の経験から、農業所得標準によつて申告
していただいているといふ、慣行といいましょう
か、そういうやり方が定着しているんだと思いま
す。したがいまして、この段階でそのやり方をひ
っくり返してしまつて、すべてもう自主申告と、
申告が先です、役場の方は何も教えません、相談
があつたら教えますというのでは、私は逆に大混

乱が起つてしまふだらうと思うんです。したが
いまして、本質的に税法上のたてまえはあくまで

自主申告でござりますから、はつきり記帳能力も
あり、そういう意識もあり、主張される方はそ
れはもちろんそれを拒んではいけない。それは税
法上拒むわけにはいきません。当然それは親切に
受けたいかなきやいけませんけれども、そういう
主張をされない方、――大部分の農家の方は、い
ままで農業団体と市町村当局がこういうことでい
こうじやないかということで話し合つて、それで
ずっと税制が動いているわけですから、その定着

で第一線の課税といふのは行われているわけです
から。ただ、それが本来の自主申告を否定しては
いけないと、その点は確かに先生の御指摘のとお
りだと思います。

○神谷信之助君 だから、過渡的なやり方とい
うのはいろいろ工夫せないかねですよ。だからそ
ういう、印刷した文書に書きなさいという通知をす
るだけでなしに、そういう方法ではなしに、部落
ごとに集まつてもらつて説明をし、本来は自主申
告がたてまえです、だがしかし、いま言つていま
急に一年前にさかのぼつて記帳をするというわけ
にはいかぬですからね。だからこういう方法があ
りますから、これはまあ参考にひとつしてください
いと。もしちゃんと記帳をされているとしたら、
できるだけこれから記帳をやるようにして、いろ
いろ方法を考えてくださいと、やっぱり自主申告
がたてまえやから、援助してそつちへいく方法は
過渡的にはやらないかね。一遍にそれをやつたら
大混乱を起こすと、そのことはわかります。

だから、いずれにしても、そういう自主申告制
度の本来のたてまえに農業所得の問題についても
改善をしていくといふ方向でやっぱり努力してい
ます。したがいまして、この段階でそのやり方をひ
っくり返してしまつて、すべてもう自主申告と、
申告が先です、役場の方は何も教えません、相談
があつたら教えますというのでは、私は逆に大混

した後ですからね。だから、そういう点ではもう
明らかに法律上にもないことを見に慣行だと言つ
ておやりになつてゐる。慣行だといつても法律上
ないやつはできないはずです。この点、もう時間
がありませんから次に移りますから、ひとつ検討
していただきたいと思うんです。

それじゃ、その次の問題に行きます。減反政策
に基づく転作に対する水田課税の問題です。これ
は稻作から畑作に転換すると、転作されると、
した慣行といふものをひっくり返すような指導と
いうのは、私はできないと思うんです。現在それ
で第一線の課税といふのは行われているわけです
から。ただ、それが本来の自主申告を否定しては
いけないと、その点は確かに先生の御指摘のとお
りだと思います。

○神谷信之助君 だから、過渡的なやり方とい
うのはいろいろ工夫せないかねですよ。だからそ
ういう、印刷した文書に書きなさいという通知をす
るだけでなしに、そういう方法ではなしに、部落
ごとに集まつてもらつて説明をし、本来は自主申
告がたてまえです、だがしかし、いま言つていま
うように、土地評価上の地目は土地登記簿上の地目
にかかわりなく現況の地目によるものであるとい
うようになります。そうすると、地目
は水田になつてゐるだけれども現実に転換をし
て畑作になつてゐるという場合には、これでい
けば水田の約半分の固定資産税が課税されると、そ
ういうことに私はなると思うんです。

ところが現実には、大曲市ですが、水田の場合
十アール当たり八百円の税額が、畑の場合ですと
約四百円。五十四年度の場合三百六十ヘクタール
が転作になつてゐるんですが、これを畑として評
価していないために約百万円よけい課税されてい
るという事実があります。この点は、自治省の指
導のまままでの立場から言ひますと、そういう点、実
際も残つておるとしても用水は利用していない、
そういう耕作ですからね。これは一遍ちょっとと実
情を調べてもらいたい。もし誤りがあれば改善を
してもらいたいといふ点を指摘をしておきます。

最後に、電気税の問題に参ります。
今度の電気税について、減免措置を、何といふ
か、税の負担の軽減措置をとつたといふように評
議をしておられる方がありますが、しかし、今回
の措置は、いわゆる電気代の値上げに伴つて、いわ
ゆる免税者ですか、免税対象者が減ることのない
よう、今までの免税者が、値上げになつても
そのまま免税者でおられるようになつたための引き
上げでしよう、控除額の。そういう提案ではない
ですか。

○政府委員(矢野浩一郎君) 固定資産評価基準に
よりますと、地目の認定、これはいまお示しのよ
うに土地の現況によると、登記簿上の地目にかか
わりなく現況によると、こういうことになつてい
るわけでございます。ただ、この現況という意味
は、単にその利用の形態だけを言うわけではなく
ます。

○神谷信之助君 したがつて、電気代の値上げに
かかる耕地の形態、まあ水田でござい
ますと水田に必要な用水の設備等全部してあるわ
けでござりますが、そういう土地の形態と、そ
れから土地の現実の利用の形態と、その辺を総合
的に考慮して田であるかあるいは畑であるかとい
う認定を行つわけでございます。いまお示しのよ
うに、水田利用再編対策に伴いまして水田から畑
への転作がいろいろ行われておるわけでございま
すけれども、そういう転作を行つて耕地の形態、
どういう作物を転作で栽培をするのか、あるいは
まあ田畠輪換の場合などもござります。いろいろ
しゃつておると思いますので、現況により地目を
判断するに当たりましては、個別の土地の具体的
な状況を把握するということだらうと思います。
まあ田畠輪換の場合、どのようなやり方である
かよくわかりませんが、基本的にはそのように

伴つて今回改正をされた措置というのは、電気税率の軽減措置では一つもない。逆に電気税は増税措置を行われておる。というのは、納税者の方は五%という税率は変わつてないんですから。今度は電気代上がりますからね、ごぼっと。それにまた電気税は実質上よけい出さないかぬ。税率は動いていませんけれども電気代自身は上がつていますから。これ、家庭用電気税の納税者はダブルパンチを受けるわけです。私はこれは決して減税ではないというふうに思ひます。

納税者が現在の電気税の納税の水準を維持しようとすれば、この五%をどの程度まで下げる必要があるわけですか。

○政府委員(石原信雄君) 私は、電気税のような消費税、定率による消費税の場合には、もとの消費物資の価格が上がつた場合にそれにスライドして税負担が上がるというのと、消費税の本質上はこれは増税とは言えないと思うんです。いわゆる自然増だと思うんです。

それで、まあそれはそれとして、仮に、今回の値上げ率、五〇%ちょっとと超えておりますが、これを基礎にしてこのもとの水準といいましょうか、値上げ分を全部吐き出すという、まあ逆算しますと、三・五%ということになります。

○神谷信之助君 自然増であつて増税ではないといふのはお役人の考えですよ。國民の方は千円払うたのが二千円になつたと、よけい税金があつた。税金がふえるというのは増税なんですよ。これは実感ですよ、理屈の問題じゃない。だから私は、これはけしからぬと思うんですよ。それで逆に、そういうふうに一般國民の方は、電気代は値上げになるし、それで電気税もよけい払わないかねようになります。

ところが、当委員会でもしばしば議論になつてゐる、そして自治省としても廃止の方向である産業用電気税の非課税の方向、これについてはわざか二品目減らしただけだ。私は、國民の方には物すごく厳しい、一般國民には。しかし、大企業に対するのこの電気税非課税措置というのはなかなか

か削らうとしない。自治省の皆さんも非常に努力をして通産省といろいろ打々発止やり合うんだけれども、何せあと残つておるのは石油化学関係とか鉄関係とか、そういう巨大企業でしょ。だから通産省もがんばるし、そして税調の中にもそういう財界や大企業の代表が出ていますからなかなか切れない。そうして当該市町村はそのために非常に大きな財政圧迫を受けている。こういう事態がまだ続いているんですよ。私は、そういう意味では、まさにこの地方税制の面でも大企業優遇の、大企業ベタたりの税制だ、国民には本当に冷たい税制だと。私はここへ来てからもう六年、いいよい上夏に終わるわけですけれども、来たときからこの問題議論になつて、そうして廃止の方向で行きたいと言しながら、一生懸命努力して一番ようけ減ったときは十三品目ぐらい減ったときぐらいでしよう。それも、いわゆる製造費コスト中に占める五%以上の電気代というやつを七%以上、あるいは八%ぐらいまで上げればもうほとんど排除できるにもかかわらず、そのところが石油化学工業とか鉄とかその他の大企業関係のところがネックになっている。そうしてなかなかこれが解決しないという事態であるわけですね。

○國務大臣(後藤田正晴君) つまり、産業用の税については、これは私は、この税の性格から見た場合に、これはまだ自治省の事務方と私の意見は違います。それは、これはやはり消費税ですかね、原料課税という点についてだけはよほどおは考えないといけないと思っておるんです。しかし、自治省としては、従来から非課税の品目を、通産省が幾らおしゃっても、そういういかぬぞとはいうことで争いになつてゐることは事実ですよ。しかし、私は、いずれにせよ原料課税ということころに税制として見た場合に理論的に一つの弱点があるなど、かように私自身は考えております。しかし、さればといって、私は今日の神谷さんのたつしやるような御議論、あるいはまた地方財政の現状から見て、そう通産省がいろいろおっしゃってるからといって、この非課税品目をふやしてくれなんということには賛同するわけにまいりません。やはりできる限りこれは非課税品目というのもものは整理をしていく方向に、この税制というものが今までのままの姿である以上は、これはそれを守っていていかざるを得ないのが地方の財政の現状だとうふうに私は考えております。別段この税について、したがつて大企業優遇であるとかなんとかいうことは私全然考えておりません。税制のたてまえ上ですね。さようになりますので、その点はお含みおきを願いたいと、かようにも思つます。

○神谷信之助君 いまの問題は、事務当局の方はがんばつておるけれども大臣は見解を異にするということでは、これはなかなか縮減して廃止の方向に向かうには、大臣が大臣である限りはこれはなかなかむずかしいなという印象を強くしかねますがね。原料課税であろうと電力の消費に対する課税ですかね。だから、それが問題になつ

でコストに大きな部分を占める場合に、それが製品にはね返つたりするからということで一定の配慮というのがなされてきた。それが現実に残っているのは、原料課税だからどうのこうのという問題よりもそつちの方が強かった。しかし、実際にはそんなことお構いなしに大企業製品というやつはどんどん値上げしているんですからね。その分は電力消費税として吸収をして、そして国民全体に均てんをするという方がより国民生活を擁護する上では大事だ、私はそういう意見を持つておるんです。

て、別に当然固定資産税——税収が入らないかねのをシャットしているんですから。これは税の問題ですからね。国鉄のような納付金制度もあるでしょうし、いろんな問題があるでしょう。これはひとつ引き続して関係省庁と協議をし続けてもらいたいというふうに思ひますが、その結論だけお伺いしたいと思います。

○政府委員(石原信雄君) 私どもは、この有料道路の問題につきましては、先ほど審議官からも御答弁申し上げたような方向で、一応当面の結論が出たものと考えております。

で、道路に対する固定資産税の課税問題につきましては、確かに一時自治省、市町村のそういう御意見を踏まえて、そういう方法も一つの方向かという感じの考え方をしたこともあつたようあります。第三者も入れて論議をした結果として、やはりいまの地方税法の解釈としては、有料道路に対する課税はむずかしいという結論に立ちまして、現実的な解決を図るという趣旨で、五十五年度から十年間、関係公團から四百五十三億円のメニュー補助金を交付していただきたいと、到達したわけでありまして、私どもとしては、応これは当面の解決ではないかと、このように受けとめております。

○神谷信之助君 いまの結論には私は異論がありますから、きょうはもう時間があれませんから、いざまた改めて適切な時期に議論をしたいといふふうに思います。

○委員長(後藤正夫君) 他に御発言もなければ、両案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(後藤正夫君) 御異議ないと認めます。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(後藤正夫君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、野口忠夫君及び小山一平君が委員を辞任

され、その補欠として吉田正雄君及び広田幸一君が選任されました。

○委員長(後藤正夫君) ただいま議題となつております両案に対し、神谷君から委員長の手元にそれぞれ修正案が提出されております。修正案の内容はお手元に配付のとおりでございます。

神谷君から両修正案の趣旨説明を願います。神谷君。

○神谷信之助君 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となりました地方税法等の一部を改正する法律案並びに地方税法の一部を改正する法律案に対する修正案の提案理由を申し上げます。

まず、地方税法等の一部を改正する法律案についてであります。

修正点の第一は、不動産取得税の減額の適用対象者を取得の日から六十日以内に申告した者とする点の削除であります。

政府提出の法案は、不動産取得税の課税標準の特例、並びに住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額の適用対象者を、取得の日から六十日以内に申告した者のみに限定し、きわめて狭く制限しています。しかしこの限定は、現在の実情からしてほとんどが減額適用を受けることできないことは、私の指摘したとおりであります。

政府は、地方税法上のやむを得ざる事由を援用して、定着するまでの間緩和措置をとると答えていますが、土地、家屋の取得は、一般的には一生周知し定着させるなどということは論外と言わねばなりません。すなわち、本改正は机上の空論であります。すなわち、本改正は机上の空論であります。結果的に減額適用措置を実効なものとするものと言わねばなりません。

また、不動産取得の日の確認や、統出する苦情に対する対応等で、自治体職員に對して從来に倍する仕事量の増加を生むことは明らかであります。

○委員長(後藤正夫君) それでは、ただいまの両

す。

わが党の修正案は、この申告期間六十日を政府改定案より削除するため、所要の改正を加えようとするものであります。

修正点の第二は、産業用電気税についての非課税措置の廃止についてであります。

本改定案において、わずか一品目のみの廃止がなされるものの、なお、八十二品目に及ぶ非課税措置が温存されており、これらは主として大企業の生産する工業原料に対する特別措置となつています。大企業優遇税制の一つであることは明らかであります。

これららの措置による多額の減収額が関係市町村の財政を大きく圧迫しており、直ちにすべての非課税措置を廃止するよう修正することとしているものであります。

次に、地方税法の一部を改定する法律案に対する修正案の提案理由を申し上げます。

政府の免税点引き上げは、電気料金の大額引き上げに対する電気税の負担を一部回避する上で一定の改善措置であることは間違いないところであります。この免税点の引き上げ措置は、電気料金引き上げで自動的に電気税の負担増となる一般消費者の一部の負担を減ずるにすぎないものであります。

先ほどの政府答弁でも確認できますように、免税点三千六百円以上の世帯については電気税の負担増は避けられず、約三百六十億円の新たな負担となつており、これに該当する世帯は、料金値上げ及び電気税引き上げのダブルベンチとなるわけであります。

第一は、今後の国民の税負担にかかる中期税制の問題であります。

政府の中期税制は一般消費税の創設を基本としており、この考えは昨年の総選挙における国民の審判を経たまも依然として捨て去っていないのです。一般消費税が強い批判を浴びた以上、地方消費税の創設を含みとする税財政対策を

政府は放棄することをまず明らかにすべきであります。そして、地方消費税構想とリンクして法人事業税の外形標準課税への転換を速やかに行うべきであります。

第二は、住民税のあり方の問題であります。

住民税に対し、古典的な恩益原則を強調することとは、低所得者の税負担を強めることになりかねません。事実、本改定案では道府県民税所得割の改正は如何手をつけられず、個人住民税の六百五十三万円以下の所得者への減税との間に理論的に

修正案に対し、質疑のある方は順次御発言願います。——別に御発言もないようですから、これよ

り地方税法等の一部を改定する法律案原案並びに修正案及び地方税法の一部を改定する法律案原案並びに修正案について一括して討論に入ります。

御意見のある方は贅否を明らかにしてお述べ願います。

○志吉裕君 私は、日本社会党を代表し、ただいま議題となりました地方税法の一部改正及び地方税法等の一部を改定する法律案につきまして、反対の討論を行なうものであります。

昭和五十年度以来の地方財政の構造的な危機を開拓し、真に地方の時代にふさわしい地方税制を確立することは、本年の地方税制改定に課せられた緊急な課題であります。しかしながら、政府は、税源再分配による自主財源の充実、企業課税の強化、不公平税制の是正という三つの基本改革を怠り、ひたすら借金依存と国民負担増を基軸とする税財政対策に終始し、本改定案では名ばかりの住民税減税を行なっているにすぎません。このよ

うな立場から、具体的な反対理由を申し上げます。

昭和五十年度以来の地方財政の構造的な危機を開拓し、真に地方の時代にふさわしい地方税制を確立することは、本年の地方税制改定に課せられた緊急な課題であります。しかしながら、政府は、税源再分配による自主財源の充実、企業課税の強化、不公平税制の是正という三つの基本改革を怠り、ひたすら借金依存と国民負担増を基軸とする税財政対策に終始し、本改定案では名ばかりの住民税減税を行なっているにすぎません。このよ

うな立場から、具体的な反対理由を申し上げます。

昭和五十年度以来の地方財政の構造的な危機を開拓し、真に地方の時代にふさわしい地方税制を確立することは、本年の地方税制改定に課せられた緊急な課題であります。しかしながら、政府は、税源再分配による自主財源の充実、企業課税の強化、不公平税制の是正という三つの基本改革を怠り、ひたすら借金依存と国民負担増を基軸とする税財政対策に終始し、本改定案では名ばかりの住民税減税を行なっているにすぎません。このよ

うな立場から、具体的な反対理由を申し上げます。

第一は、今後の国民の税負担にかかる中期税制の問題であります。

政府の中期税制は一般消費税の創設を基本としており、この考えは昨年の総選挙における国民の審判を経たまも依然として捨て去っていないのです。一般消費税が強い批判を浴びた以上、地方消費税の創設を含みとする税財政対策を

政府は放棄することをまず明らかにすべきであります。そして、地方消費税構想とリンクして法人事業税の外形標準課税への転換を速やかに行うべきであります。

第二は、住民税のあり方の問題であります。

住民税に対し、古典的な恩益原則を強調することとは、低所得者の税負担を強めることになりかねません。事実、本改定案では道府県民税所得割の改正は如何手をつけられず、個人住民税の六百五十三万円以下の所得者への減税との間に理論的に

矛盾を来しております。少なくとも道府県民税の二段階税率制を改めるべきであり、今後の減税政策としては、生活費非課税の原則に立つて現行の控除制を税額控除制に改め、低所得者への減税の恩恵を高めるべきであります。

第三は、不公平税制の是正の問題であります。一体、地方税のみが医師に対して常に聖域を提供しなければならない根拠がどこにあるでしょうか。国税できえ若干の改善を行つた今日、社会保険診療報酬課税の一〇〇%非課税措置をまず改めるべきであります。

このほか、今回の予算修正過程での地方税制の扱いなどわめて不満足な点があり、また、大臣のとった態度にも地方税制の責任者としてはきわめて遺憾な点があることを指摘し、私の反対討論を終わります。

○委員長(後藤正夫君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、戸塚進也君が委員を辞任され、その補欠として降矢敬義君が選任されました。

○金丸三郎君 (自由民主党・自由国民会議を代表して、一法案に対し、政府原案に賛成の意を表すものであります。

政府原案は、きわめて厳しい地方財政の状況及び住民の負担の現状とに配慮しつつ、個人住民税の所得控除額の引き上げ、ガス税の免税点の引き上げ、電気料金の引き上げに伴う電気税の免税点の引き上げ等、大衆負担の軽減を図るとともに、住民税の所得割の税率適用区分の変更、事業所税の税率の引き上げ等により税収の確保に努め、あわせて個人住民税の均等割、不動産取得税の非課税規定等について所要の合理化を行おうとすることを主な内容とするものであります。

地方財政は、長期にわたり、しかも著しい額の財源不足が見込まれる状況にありますけれども、

一方におきましては、地方における財政需要は拡大の傾向にあります。

わが国の経済情勢は、先進国の中においては比較的好調に推移しておるもの、物価の高騰等に対応し、景気引き締めのための諸策が講ぜられ、なお不安定な情勢にあります。地方財政がきわめて厳しい状況にあり、地方税制の改革等によっては、地方税制の抜本的な改革を早急に行うこともなかなか困難な事情にあると思います。

このように考えますと、政府の今回とられた措置は、地方税収の確保に努めつつ住民の大衆負担の軽減にも配慮したものでありまして、施策としては適切であり、その努力は多とすべきであると考えます。

以上の理由により、私は日本共産党提出の修正案に反対し、政府提出の二法案に賛成の意を表すものであります。

○阿部憲一君 私は、公明党を代表して、だいたい議題となつております二法律案に対し、反対の討論を行います。

以下、主な理由を申し述べます。

まず初めに、地方税源の充実についてであります。

地方財政収入に占める地方税は、三六%と依然として三〇%台を脱することができません。しか

め、高度経済成長期に形づくられた行財政の中央

集権が極限に達しており、補助金を主体とした地

方財政構造は地方税、交付税の一般財源さえも補

助事業の裏負担に充てられているために、地方自

治体の自主的財政運営は大きく阻害されているの

が実情であります。これまでの中央集権的機構に

よる画一的行政は、多様化した住民の要求には対応できなくなつております。地方の時代と言わわれる八〇年代こそ、こうした國主導による行政のひ

ざみを是正し、住民主体の行政を確立しなければなりません。

今日、地方行政にとって最も重要なことは、補助金制度を抜本的に整理合理化して、補助金を削り、自主財源である地方税の拡充を図るべきであります。

また、昨年秋に地方制度調査会から答申が出されて以来、すでに半年を経過しようとしておりましたが、これについても何ら具体的な取り組みがなされておりません。これが反対理由の第一であります。

次に、住民税についてであります。

住民税の課税最低限は、今回基礎控除などの諸控除の引き上げで、夫婦子供一人の給与所得者で百五十八万四千円に改正されることになつております。しかし、一級地における生活保護費が五十五年度百六十二万円となつてることから見ても、政府の案の課税最低限は余りにも低いものであります。せめて百六十二万円以上にすべきであります。

さらに、障害者、老年者、寡婦等の社会的弱者に対する税制面からも特別な福祉的配慮を払うべきであり、これらの方々に対する税負担のあり方については、社会的観点に立つて根本的に検討すべきであります。こうした点についての検討も何らなされておりません。これが反対の第二の理由であります。

次に、租税特別措置等の整理合理化についてであります。

これまで国は租税特別措置等による地方税への影響の遮断及び地方税の減免措置の整理合理化について強く主張してきましたが、政府は一向に改善に努力した跡が見受けられません。また、このような租税特別措置等による地方税の減免と地方政府構造は地方税、交付税の一般財源さえも補助事業の裏負担に充てられているために、地方自治体の自主的財政運営は大きく阻害されているのが実情であります。これまでの中央集権的機構による画一的行政は、多様化した住民の要求には対応できなくなつております。地方の時代と言わわれる八〇年代こそ、こうした國主導による行政のひざみを是正し、住民主体の行政を確立しなければなりません。

以上、主な理由を述べ、私の討論を終わります。

○神谷信之助君 私は、日本共产党を代表して、

地方税法等の一部を改正する法律案並びに地方税の一部を改正する法律案に對して反対、及び、

我が党提出の修正案に賛成の討論を行います。

まず、地方税法等の一部を改正する法律案の基

本的な性格について述べます。

この改正案は、大幅な財源不足を抱え、さらには、国民の審判のもとで一般消費税も見送らざるを得ないという状況のもので、最も重要な財政再建の方策として提起されている不公平税制の是正にはとんど手をつけず、大企業、大資産家に対する課税の強化を見送っています。特別措置の手直しはごく一部にすぎません。逆に、財界の要望にこたえて、土地税制における長期譲渡所得の大継続、株式配当の分離課税の三年延長、原油備蓄施設に対する課税軽減の二年延長など、優遇措置を強化しています。

ところが、一般住民に対しては、きわめて不十分な住民税の課税最低限の引き上げと引きかえに均等割の引き上げを押しつけ、所得税減税の見送りに伴う住民税の実質的な増税をも招こうとしています。

また、住民が生涯の収入をかけて取得する自分が住むための土地、家屋に対する不動産取得税の減額は、申請することを条件にしてその利益を受けにくくなるなど、国民に対しては課税を強化するものとなっています。これは、国民の利益に反して不公平を拡大するものであり、我が党は断じて反対せざるを得ないものであります。

以下、主な点についてのみ具体的に反対理由を述べます。

第一に、住民税の課税最低限の引き上げの問題

業所税の課税団体は人口三十万人以上の都市とさ

れていますが、課税自主権の見地からも、事業

所税の課税はそれぞれの地域の実情により地方自治体の選択に任せるべきであると考えますが、この措置がとられておりません。

以上、主な理由を述べ、私の討論を終わります。

この改正案は、生活保護基準の引き上げに伴い、やむを得ずとられたきわめて不十分な措置であり、教育扶助、住宅扶助などの加算を考慮すれば、むしろ私が指摘したごとく、生活保護世帯よりも低い水準にまで課税されることになります。これらでは現在すでに格差のある所得税との差をますます大きくするものであり、大幅な引き上げこそが必要であります。また、この程度の引き上げでは、所得税減税の見送りと相まって、大部分の労働者はベースアップがあれば増税とならざるを得ないものであります。

第二に、住民税の均等割の引き上げであります。

これは文字どおり大衆衆税の強化であるとともに、課税最低限引き上げに伴う計算上の減収のツケを住民に回すタコの足食いとも言はべき不当な措置であり、決して容認することのできないものであります。

第三に、長期譲渡所得に対する大幅な緩和措置であります。

五十四年度に優良宅地に限定して緩和した措置を、今回はこの条件も外し、さらに、緩和の期間も、五十六年度までを当分の間に置きかえ、実質的には無期限に近い拡大を行っています。土地税制の緩和によって宅地の供給が促進されるという何らの科学的根拠もありません。事実は、五十三年度以来の緩和が今次の地価上上がりの引き金になつてきています。この改正案による土地税制の緩和は、さらに大企業などの土地投機を助長し、地価の高騰に拍車をかけるものとなることは明白であります。

第四に、個人用住宅の家屋、土地の取得に係る不動産取得税の減額措置の変更であります。

これは、従来申告のいかんにかわらず減額されってきたものを、取得後六十日以内に申請したものに限定することで、事実上多くの人が適用を受けられること態も起るという改悪にはかなりま

せん。

第五に、自動車取得税における自家用自動車の

税率を三%から五%に引き上げる特別措置の三年間の再延長であります。

わが国では、すでに自動車の所有者は四千万人を超えると言われる現状から見れば、大衆課税の強化と言わざるを得ないのであります。

以上が政府原案に対する主な反対理由であり、同時に、わが党修正案は、さきに御説明申し上げましたように、国民に著しく不利益となる不動産取得税の減免適用制を削除するとともに、從来から当委員会でも附帯決議で指摘していた産業用電気税に対する特例措置を廃止するという積極的な内容を含むもので、最小限必要な修正を行つものであります。

次に、地方税法の一部を改正する法律案についての反対討論に移ります。

これは、今回の電気料金値上げに伴う電気税の負担増を、免税世帯についてのみ回避するため、免税点の引き上げを行おうとするものであります。

しかし、この負担増は、月二千四百円以下の電気料金を払ってきた免税点以下の世帯に限定されるものではありません。広く全世帯に及ぶものであります。したがつて、改正案の措置は電気料金の大幅値上げに悩む大部分の国民に電気税の増税という二重の負担を強いるものとなることは明らかであります。

わが党は、このような不十分な措置に反対する

とともに、電気税の税率の引き下げによって電気料金値上げの影響を全労働世帯にわたつて遮断

し、また、産業用電気税の非課税措置こそ廃止すべきであると考えるものであります。

以上、政府案に反対、わが党修正案に賛成の討論を終わります。

○委員長(後藤正夫君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございません

る法律案について採決に入ります。

まず、神谷君提出の修正案を問題に供します。

神谷君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

それでは次に、原案全部を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(後藤正夫君) 少数と認めます。よつて、神谷君提出の修正案は否決されました。

それでは次に、原案全部を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(後藤正夫君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、地方税法の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、神谷君提出の修正案を問題に供します。

神谷君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(後藤正夫君) 少数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、地方税法の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、神谷君提出の修正案を問題に供します。

神谷君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(後藤正夫君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、地方税法の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、神谷君提出の修正案を問題に供します。

神谷君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。</

〔賛成者挙手〕

○委員長(後藤正夫君) 全会一致と認めます。よつて、金丸君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、後藤田自治大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。後藤田自治大臣。

○国務大臣(後藤田正晴君) ただいまの附帯決議につきましては、その御趣旨を尊重いたしまして善処してまいりたいと存じます。

○委員長(後藤正夫君) なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(後藤正夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十五分散会

〔参考〕

地方税法等の一部を改正する法律案に対する修正案

地方税法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち第七十三条の十四第二項を改め、同条中第十項を第十三項とし、第九項を第十一項とし、同項の次に一項を加える改正規定中「及び

第四項」を削り、「第十三項」を「第十二項」に、「第十一項」を「第十項」に改め、同条第十一項を

第一項とし、第一項の次に一項ずつ繰り下り、同条中第三項を第五項とし、第二項の次に二項を加える改正規定中「第十項」を「第九項」に、「二項ずつ」を「一項ずつ」に、「同条第六項」を「同条第五項」に、「第五項」としを「第四項」とし、「次の二

項」を「次の一項」に改め、同条第四項を削る。

第一項のうち第七十三条の二十四に一項を加える改正規定中「次の一項」を「次の一項」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「前」項を「前項」に改め、同項を同条第四項とする。

第一条中第四百八十九条第一項の改正規定を次のよう改める。

第四百八十九条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項から第八項までを一項ずつ繰り上げ、同条第九項中「同条」を「同法第八十二

条の二の専修学校(これに附置する施設を含む)」、同法第一条に改め、同項を同条第八項

とし、同条中第十項から第十五項までを一項ずつ繰り上げる。

第一条のうち第四百八十九条第九項及び第四百八十九条の二第二項の改正規定中「第四百八十九

条第九項及び」を削る。

第一条のうち附則第十一条の改正規定中「第七

項、第七項又は第十一項」を「第七十三条の十四第

五項、第六項又は第十項」に改める。

附則第四条中第五項及び第六項を削り、第七項

第十項を削る。

附則第八条中「第四百八十九条第一項及び第九項」を「第四百八十九条」に改める。

地方税法の一部を改正する法律案に対する修正案

地方税法の一部を改正する法律案に対する

修正案

地方税法等の一部を改正する法律案の一部を次

のように修正する。

第四百九十条の二第一項の改正規定の前に次の

改正規定を加える。

第四百九十条第一項中「百分の五」を「百分の三」

に改める。

本則中第四百九十条の二第一項の改正規定の次

に次の改正規定を加える。

附則第三十一条第一項を削る。

附則第一項中「第四百九十条の二第一項」を「第四百九十条第一項及び第四百九十条の二第一項」に改める。

三月二十五日本委員会に左の案件が付託された。(予備審査のための付託は三月二十四日)

一、過疎地域振興特別措置法案(衆)

三月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、人口急増地域対策等特別措置法案(衆)

三月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

している市町村

ロイに掲げる市町村のほか、大規模な住宅団地の建設等により、昭和五十五年から昭和五十九年までのいずれか一年の年において、その年の翌年の三月三十一日における市町村の人口がその年の前年の三月三十一日における当該市町村の人口に比し、又はその年の翌年の三月三十一日における市町村の人口がその年の三月三十一日における当該市町村の人口に比し、三千人以上、かつ、六パーセント以上増加することが確実であるとして、政令で定めるところにより、当該市町村の長の申出により自治大臣が認定した市町村

かつ、六パーセント以上増加することが確実であるとして、政令で定めるところにより、当該市町村の長の申出により自治大臣が認定した市町村

の数が当該いすれか一年の年の三年前までのい

ずれか一年の年の五月一日における市町村の生徒(学校教育法第三十九条に規定する学齢児童をい

う。以下この号において同じ)の数が当該

いすれか一年の年の三年前の年の五月一日に

おける当該市町村の児童の数に比し、三百

人以上、かつ、九パーセント以上、五百人

以上、かつ、六パーセント以上又は千人以

上、かつ、三パーセント以上増加した市町

村。

イ 昭和五十三年から昭和五十九年までのい

ずれか一年の年の三月三十一日における市町

村の人口(住民基本台帳法(昭和四十二年法

第八十一号)に基づく住民基本台帳上の

住民の数をいう。以下この号において同一

じのが当該いすれか一年の年の五年前の年の

三千人以上、かつ、十パーセント以上増加

した市町村

の数が当該いすれか一年の年の三年前までのい

ずれか一年の年の五月一日における市町村の生徒(学校教育法第三十九条に規定する学齢児童をい

う。以下この号において同じ)の数が当該

いすれか一年の年の三年前の年の五月一日に

おける当該市町村の児童の数に比し、三百

人以上、かつ、九パーセント以上、五百人

以上、かつ、六パーセント以上又は千人以

上、かつ、三パーセント以上増加した市町

村。

三 公共施設等(道路、公園、小学校、中学校

その他公共の用に供する施設及び公用に供す

る施設をいう。

四 宅地開発等 主として住宅の建築の用に供する目的で行う一団の土地の区画形質の変更

又は一団の土地における住宅の建築をいう。

2 自治大臣は人口急増市町村を、文部大臣は児童生徒急増市町村を、それぞれ、公示するものとする。

(施設整備計画)

第三条 人口急増市町村は、人口の急増により整備が必要となる公共施設等の整備に関する計画(以下「施設整備計画」という。)を定めるものとする。

この場合において、当該市町村は、あらかじめ、都道府県と協議するとともに、当該市町村の議会の議決を経なければならない。

2 施設整備計画は、次に掲げる公共施設等で人口の急増に伴いおおむね五年以内に整備する必要があるものについて、その整備の目標、整備に関する事業の概要及び経費の概算を定めるものとする。

一 義務教育施設及びその他の教育施設
二 一般廃棄物処理施設その他の環境衛生施設
三 児童福祉施設その他の社会福祉施設
四 道路その他の交通施設
五 公園、緑地、広場その他の公共空地
六 消防施設
七 医療施設
八 その他政令で定める施設

3 施設整備計画は、他の法令の規定による当該市町村の区域に係る計画と調和が保たれるとともに、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第五項により定められた当該市町村の基本構想に即するものでなければならない。

4 人口急増市町村は、施設整備計画を定めたときは、直ちに、これを自治大臣に提出しなければならない。

5 自治大臣は、前項の規定による施設整備計画の提出があつた場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。

6 前各項の規定は、施設整備計画の変更について準用する。

(都道府県の施設)

第四条 都道府県は、人口急増市町村に協力して、当該市町村の区域において良好な生活環境を確保するため、当該施設整備計画の実施に関し必要な施策を講ずるものとする。

(関係行政機関の長の協力)

第五条 自治大臣は、施設整備計画の実施及び都道府県が人口急増市町村に協力して講ずる施策の実施に關し必要がある場合においては、関係行政機関の長に対し、関係地方公共団体に対する助言その他の協力を求めることができる。

(助言及び調査)

第六条 自治大臣は、人口急増市町村の区域において良好な生活環境を確保するため必要があると認める場合においては、関係地方公共団体に對し助言し、又は関係地方公共団体について調査を行うことができる。

(国の負担又は補助の割合の特例)

第七条 施設整備計画に基づいて行われる事業で別表に掲げるものに要する経費に対する国の負担又は補助の割合(以下「国の負担割合」といいう。)は、当該事業に関する法令の規定にかかるらず、同表のとおりとする。

2 前項に規定する事業に係る経費に対する他の法令による国の負担割合が、同項の規定による國の負担割合を超えるときは、当該事業に係る経費に対する國の負担割合については、同項の規定にかかわらず、当該他の法令の定める割合による。

3 施設整備計画は、他の法令の規定による当該市町村の区域に係る計画と調和が保たれるとともに、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第五項により定められた当該市町村の基本構想に即するものでなければならない。

(国の補助)

第八条 国は、人口急増市町村に対し、施設整備計画に基づいて行われる小学校及び中学校の用に供する土地の取得、幼稚園の園舎の新築又は増築並びに公民館の建物の新築に要する経費の三分の一を補助する。

第九条 前二条に規定するもののほか、国は、人口急増市町村に対し、予算の範囲内において、

施設整備計画に基づく事業に要する経費の一部を補助することができる。

(元利償還金の基準財政需要額への算入)

第十条 施設整備計画に基づいて行う事業につき人口急増市町村が必要とする経費の財源に充てるために起きた地方債(当該地方債を財源として設置した施設に関する事業の經營に伴う收入を当該地方債の元利償還に充てることができるものを除く。)で、自治大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の定めるところにより、当該市町村に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

(地方債についての配慮)

第十二条 国は、人口急増市町村が施設整備計画に基づいて行う事業に要する経費に充てるため起こそ地方債については、資金事情が許す限り、資金運用部資金又は簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもつて引き受けよう配慮するものとする。

(国有財産の譲渡等)

第十三条 国は、人口急増市町村が施設整備計画に基づく事業で公共の用に供する施設に関するものを実施するため必要とするときは、人口急増市町村に対し、政令で定めるところにより、普通財産である国有財産を時価より低い価額で譲渡し、又は貸し付けることができる。

(義務教育施設整備計画)

第十四条 市町村は、児童又は生徒の急増により必要となる小学校又は中学校の施設の整備に関する計画(以下「義務教育施設整備計画」という。)を定めるものとする。

2 第三条第一項後段及び第二項から第六項まで並びに第四条から前条までの規定は、児童生徒急増市町村及び義務教育施設整備計画について準用する。この場合において、第三条第四項中「自治大臣」とあるのは、「文部大臣及び自治大臣」とする。

(宅地開発等に関する届出)

第十四条 次に掲げる規模(次項により条例で規模が定められた場合は、当該規模)以上の宅地開発等を行おうとする者(以下「開発事業者」という。)は、当該宅地開発等に係る工事を開始しようとする日の三十日前までに、自治省令の定めるところにより、当該宅地開発等に係る事業計画の概要を当該宅地開発等に係る土地の所在する市町村の長に届け出なければならない。

(宅地の区画形質の変更等)

第十五条 市町村長は、住宅地の良好な生活環境を確保するため必要があると認めるときは、開発事業者に対し、宅地開発等の計画の変更又は宅地開発等の実施の延期を求めることができること。

(公共施設等の用地の確保)

第十六条 地方公共団体は、住宅地の良好な生活

(公共施設等整備事業の立替施行)

第十七条 地方公共団体は、その区域内で次項に
開発等に伴い整備が必要となる公共施設等で当
該地方公共団体が整備すべきものの用に供する
土地を確保するよう求めることがある。
開発事業者は、前項の規定により土地の確保
を求められたときは、当該土地を確保するもの
とする。

八 水道法(昭和二十一年法律第百七十七号)第三条第一項に規定する水道
九 前各号に定めるものほか、政令で定める施設

用、特別区又は特別区の存する区域に関するこの法律の規定の適用について必要な特例その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

第二項において準用する場合を含む)の規定は施設整備計画又は義務教育施設整備計画に基づく事業に係る国の負担金又は補助金で昭和五十五年度に繰り越されるものについて、第十条(第十三条第一項において準用する場合を含む)の規定はこの法律の失効前に発行を許可された地方債について、この法律の失効後も、なおその効力を有する。

(公共施設等整備事業の立替施行)
第十七条 地方公共団体は、その区域内で次項に定める大規模な宅地開発等が行われる場合において、当該宅地開発等に伴い当該地方公共団体において整備を要する公共施設等で次の各号に掲げるもののうち、財政事情その他の事情により自ら適時に整備することができないもの(以下この条において「特定施設」という)があるときは、当該大規模な宅地開発等を行なう国、地方公共団体、日本住宅公団、宅地開発公団、地域振興整備公団、地方住宅供給公社その他の開発事業者に対し、当該開発事業者との協議によ

八 土地に建築が予定される住宅の戸数 五
百戸

一 一団の土地における住宅の建築にあつて
は、五百戸

二 一団の土地における住宅の建築にあつて
は、五百戸

三 第一項の規定による委託を受けた開発事業者
(以下この条において「受託者」という。)は、当
該委託に係る事業に要する経費(以下この条に
おいて「委託事業費」という。)を支弁しなければ
ならない。

4 地方公共団体は、委託に係る公共施設等の引
渡しを受けた日から三年以内に、当該委託事業
おいて「委託事業費」という。)を支弁しなければ
ならない。

第七条及び第八条（これらの規定を第十三条
第二項において準用する場合を含む。）の規定
は、昭和五十五年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用し、昭和五十四年度分の予算に係る国の負担金又は補助金で翌年度に繰り越したものについては、なお従前の例による。
(失効)
(経過措置)

この法律は、昭和六十五年三月三十一日限り、その効力を失う。

第七条及び第八条（これらの規定を第十三条

6 (地方交付税法の一部改正)
地方交付税法の一部を次のように改正する。
附則第十三条を附則第十四条とし、附則第十
二条の次に次の一条を加える。

第十三条 当分の間、地方団体に対して交付す
べき地方交付税の額の算定に用いる基準財政
需要額は、第十一条の規定によつて算定した
額に、次の表に掲げる経費の種類に係る測定
単位の単位費用に次項の規定により算定した
測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額
とする。

経費の種類	測定単位	定単位	単位費用
人口急増対策事業債償還費	人口急増市町村又は児童生徒急増市町村の公共施設等の整備のための事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき五〇〇〇円	円銭
測定単位の算定の基礎	人口急増市町村又は児童生徒急増市町村の公共施設等の整備のための事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき五〇〇〇円	円銭
人口急増市町村又は児童生徒急増市町村の公共施設等の整備のため発行を許可された地方債に係る元利償還金	人口急増市町村又は児童生徒急増市町村の公共施設等の整備のための事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき五〇〇〇円	円銭

五 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)
六 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)
七 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第一
三条第一項に規定する河川(同法第百条の規
定により同法の二級河川に関する規定が準用
される河川を含む。)

(罰則)
第十八条 第十四条第一項前段の規定による届出をせず又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

前項の規定による改正後の地方交付税法附則第十三条の規定は、昭和五十六年度分の地方交付税から適用する。

8 (自治省設置法の一部改正)
自治省設置法(昭和二十七年法律第一百六十
一条)の一部を次のように改正する。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、初年度約千億
円の見込みである。

昭和五十五年四月十六日印刷

昭和五十五年四月十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C